

長野県社会的養育推進計画

令和2年6月

長 野 県

目 次

はじめに	……1
第1章 社会的養育推進計画における基本的考え方及び全体像	……2
1 計画策定の経過及び趣旨	……2
2 本計画の位置づけ	……2
3 計画策定にあたっての基本的考え方	……2
4 計画期間	……3
第2章 当事者である子どもの権利擁護	……4
第1節 子ども自身もつ権利と権利擁護(意見聴取・アドボカシー)	……4
1 現状と課題	……4
2 推進に向けた基本的考え方	……4
3 具体的取組	……5
(1) 子どもアンケートの実施	……5
(2) 一時保護	……5
(3) 児童養護施設等	……5
(4) 里親等	……5
(5) 児童相談所	……6
(6) 施設内虐待	……6
(7) その他	……6
4 評価指標	……6
第2節 一時保護改革に向けた取組	……7
1 現状と課題	……7
(1) 一時保護の状況	……7
(2) 一時保護期間中の生活	……7
(3) 一時保護後の処遇	……8
2 推進に向けた基本的な考え方	……8
3 具体的取組	……8
(1) 一時保護における子どもの権利擁護	……8
(2) 一時保護先の確保	……9
4 評価指標	……10
第3章 子どもが家庭で暮らすための支援体制	……11
第1節 市町村の児童家庭相談体制の強化	……11
1 現状と課題	……11
(1) 子育て世代包括支援センター	……11
(2) 子ども家庭総合支援拠点	……12

(3) 母子生活支援施設12
(4) 児童家庭支援センター12
2 推進に向けた基本的考え方13
3 具体的取組13
(1) 子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点の設置促進13
(2) 市町村子ども家庭支援ネットワークの構築13
(3) 児童相談所への地域養育推進担当の配置14
(4) 母子生活支援施設のあり方・活用の検討14
(5) 人材育成14
4 評価指標14
第2節 児童相談所の強化16
1 現状と課題16
(1) 児童相談所の概況16
(2) 相談等の受付状況16
(3) 児童相談所を取り巻く状況と課題16
2 推進に向けた基本的考え方17
3 具体的取組17
(1) 専門職員の確保・育成17
(2) 児童相談所の介入機能と支援機能の分離17
(3) 関係機関との連携強化17
(4) 児童家庭支援センターとの連携強化18
(5) 児童相談所の配置のあり方の検討18
4 評価指標18
第3節 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築22
1 現状と課題22
2 推進に向けた基本的考え方22
3 具体的取組22
(1) 市町村・産科医療機関等との連携強化22
(2) 「にんしん SOS ながの」による取組の推進23
(3) 民間あっせん機関との連携23
(4) 児童相談所単位の里親委託等推進委員会の設置23
(5) 特別養子縁組成立後の支援体制の充実23
(6) 子どもの権利保障23
(7) 研修機会の充実23
4 評価指標24

第4章 家庭と同様の環境における養育の推進	25
第1節 各年度における代替養育を必要とする子どもの数の見込み	25
1 基本的考え方	25
2 現に代替養育が必要な子どもの数の算出	25
3 潜在的需要の算出	25
第2節 里親等への委託の推進	29
1 現状と課題	29
2 基本的考え方	30
3 里親等委託率の目標設定	31
(1) 各年度における代替養育が必要な子どもの数の見込	31
(2) 里親等委託児童数の目標基準値の算出	31
(3) 児童相談所毎の目標値の算出	31
4 具体的取組	31
(1) 児童相談所単位の里親委託等推進委員会の設置(再掲)	31
(2) 児童相談所への地域養育推進担当の配置(再掲)	32
(3) 里親制度の普及・促進	32
(4) 包括的里親支援業務の民間委託に係る今後の方向性の検討	32
(5) 施設による里親委託推進に向けた取組	32
(6) 里親の資質向上	32
(7) 里親会と連携した里親養育支援	32
(8) 地域社会と連携した里親支援	33
(9) 里親委託推進に関わる職員の資質向上	33
(10) 広域での里親委託マッチングのためのしくみの検討	33
5 評価指標	33
第3節 施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	37
1 現状と課題	37
(1) 本県の児童福祉施設の現状	37
(2) 小規模化、地域分散化、高機能化、多機能・機能転換の現状	42
2 推進に向けた基本的考え方	42
(1) 小規模化かつ地域分散化	43
(2) 高機能化及び多機能化・機能転換	43
3 具体的取組	43
(1) 施設で養育が必要な子どもの数の見込み	43
(2) 小規模化かつ地域分散化	44
(3) 高機能化及び多機能化・機能転換	44
(4) 児童心理治療施設、児童自立支援施設における取組	45
4 評価指標	46

第5章 子どもの自立支援の推進	47
1 現状と課題	47
(1) 児童養護施設	47
(2) 自立援助ホーム	47
(3) 経済的支援	47
(4) 身元保証	47
2 推進に向けた基本的考え方	48
3 具体的取組	48
(1) 自立支援事業の充実・周知	48
(2) 入所中、委託中の自立支援の充実	48
4 評価指標	49
第6章 子どもの養育を地域で支えるための人材育成	50
1 現状と課題	50
(1) 市町村職員	50
(2) 県(児童相談所)の職員	50
(3) 児童福祉施設の職員	51
(4) 里親	51
2 推進に向けた基本的考え方	52
3 具体的取組	52
(1) 関係者による人材確保・育成システム検討会(仮称)の開催	52
(2) 人材確保・研修の充実	52
4 評価指標	52
第7章 計画の推進体制及び留意事項	53
1 計画の推進体制	53
2 留意事項	53
《参考資料》	
【用語解説】	54
【参考1】「社会的養育推進計画の策定に向けた地域懇談会」における子どもの意見	58
【参考2】「児童・家庭相談体制強化に向けた地域懇談会」における主な意見	63
【参考3】長野県里親認定基準	64
【参考4】長野県社会福祉審議会児童福祉専門分科会委員名簿	68
【参考5】児童福祉専門分科会運営要領	69
【参考6】長野県社会的養育推進計画の策定経過	70

はじめに

本計画を策定するにあたり、本県では実際に社会的養護(児童養護施設で暮らす子ども、里親及びファミリーホーム(以下「里親等」という。))の下で暮らす子ども)により養育されている子ども及び社会的養護を経て自立した若者に集まっていたいただき、「どこでどんなふうに暮らしたいか」、「里親宅での暮らしをどう思うか」について意見を表明してもらいました。(詳細は巻末「【参考1】「社会的養育推進計画の策定に向けた地域懇談会」における子どもの意見」参照)

懇談会では、普段なかなか言えない事柄も含め、自由にそれぞれの考えや思いが表明されるとともに、それぞれの考え等について、活発な意見交換が行われました。

そこでの主な意見は下記のとおりです。

○どこで、どんなふうに暮らしたいか

- ◇ 自分の家で暮らしたい。家族と暮らしたい。みんなで暮らしたいから。
- ◇ 施設だと他の人との関わりが増え、交流できる。自宅だと施設ではできないことなどをできる。
- ◇ 将来が保障された暮らしがしたい。
- ◇ グループホームで生活したかった。
- ◇ 自分の夢をかなえたい。

○里親宅での暮らしをどう思うか

- ◇ 里親さんは自分の意見を聞いてくれる。
- ◇ 里親宅で暮らしてみたい気持ちはある。いろいろな経験ができる。
- ◇ 自分の親ではないので、気を使ってしまい、ストレスが溜まってしまいそう。
- ◇ 里親の人を「お母さん」「お父さん」と呼びたい。
- ◇ 里親さんとどう話すか。初めのうちは気をつかう。

○子どもの意見は尊重されているか

- ◇ 自分がしてほしいことを聞いてくれて、少し遅れても実行してくれる。
- ◇ 「こうしてほしい」と言った時に、すぐに返事がされないのは少し困る。
- ◇ 悪い事をしてしまった時に自分のことを聞いてくれるか心配
- ◇ 自分の事情はあまり話したくない。言いたくないけどわかってほしい。これを世の中の人に尊重してほしい。
- ◇ ただ、話を聞いてほしい。アドバイスはいらない。ほしい時は言うから。

本計画では、このような子どもの声を最大限尊重するため、「子どもの最善の利益の実現」を基本方針として定め、すべての子どもがいつも笑顔で健やかに成長し、社会でその能力を十分に発揮し活躍できるよう、具体的な取組をまとめました。

本計画の策定にあたりましては、社会福祉審議会児童福祉専門分科会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただきました県民の皆様や御協力いただきました関係者の皆様に感謝申し上げますとともに、本計画の推進に向けて更なる理解と協力をお願いいたします。

第1章 社会的養育推進計画における基本的考え方及び全体像

1 計画策定の経過及び趣旨

長野県では、社会的養護が必要な子どもを、可能な限り家庭的な環境において安定した人間関係の下で養育を行うことができるようにすることを目的として、平成 27 年度(2015 年度)を初年度とし、平成 41 年度(2029 年度)を目標とする 15 年間の計画期間とする「長野県家庭的養護推進計画」を平成 27 年3月に策定しました。

その後、平成 28 年に、児童福祉法等の一部を改正する法律(平成 28 法律第 63 号)が公布され、子どもが権利の主体であることが明確化されるとともに、子どもの家庭養育優先原則が明記されたほか、国・都道府県・市町村の役割と責務の明確化や虐待の発生予防・発生時の対応強化を中心とした市町村・児童相談所の体制強化などが明記されました。

さらに、この法改正の理念を具体化することを目的として、国は「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」を設置し、「新しい社会的養育ビジョン」を取りまとめました。その中では

- (1) 市町村を中心とした支援体制の構築
- (2) 児童相談所の機能強化と一時保護改革
- (3) 代替養育における「家庭と同様の養育環境」原則に関して乳幼児から段階を追っての徹底
- (4) 永続的解決(パーマネンシー保障)の徹底
- (5) 代替養育や集中的在宅ケアを受けた子どもの自立支援の徹底

が示されました。

そこで、長野県では、現行の「長野県家庭的養護推進計画」(以下「現行計画」という。)について、改正児童福祉法の理念や「新しい社会的養育ビジョン」で示されている考え方等を踏まえ、全面的に見直し、新たに長野県社会的養育推進計画を策定することとしました。

2 本計画の位置づけ

本計画は、誰一人取り残さない持続可能な社会の実現を目指す SDGs の考え方をビルトインした総合5か年計画である「しあわせ信州創造プラン2. 0～学びと自治の力で拓く新時代～」の子ども・若者関連施策の個別計画として位置付ける計画とし、社会的養育の推進に向けて関係機関が連携して取り組むべき具体的な取組をまとめたものです。

3 計画策定にあたっての基本的考え方

「長野県家庭的養護推進計画」においては、計画の対象となる児童を「何らかの理由等により、実親による養育が困難な社会的養護を必要とする子ども」としていましたが、本計画においては、「家庭で暮らす子どもから里親や施設等で代替養育を受けている子ども」とし、その胎児期から自立までの期間を対象としています。

その上で、「子どもの最善の利益の実現」を基本方針とし、以下の5つの項目について記載することとします。

- (1) 当事者である子どもの権利擁護
- (2) 子どもが家庭で暮らすための支援
- (3) 家庭と同様の環境における養育の推進

(4) 子どもの自立支援の推進

(5) 子どもの養育を地域で支える人材の育成

なお、計画策定にあたっては、以下の2つの事項を長野県の特徴＝強みとして捉え、これらを活かした計画としました。

特色1 高度な専門性と機能を有する児童養護施設が数多く存在する

⇒施設が有している、困難を抱える子どもや家庭に対応するための専門性やノウハウを、市町村・里親等の地域支援や人材育成に積極的に活かしていく

特色2 住民にとって最も身近な行政機関である市町村数が多い

⇒地域の状況に応じた各種社会資源(支援機関)との地域ネットワーク(子ども家庭支援ネットワーク)により、地域の全ての子ども・家庭をきめ細かく支援していく

4 計画期間

令和2年度(2020年度)を初年度とし、令和11年度(2029年度)までの10年間を計画期間とします。

なお、令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)までの期間を前期、令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)までの期間を後期とします。

	平成27～30年度 (2015～2018年度)	令和 (2019)	令和2～令和6年度 (2020～2024年度)	令和7～令和11年度 (2025～2029年度)
現行	前期計画(5か年)		中期計画(5か年)	後期計画(5か年)
見直し	長野県家庭的養護推進計画		「長野県社会的養育推進計画」	
			前期(5か年)	後期(5か年)

第2章 当事者である子どもの権利擁護

第1節 子ども自身もつ権利と権利擁護(意見聴取・アドボカシー)

1 現状と課題

平成 28 年の改正児童福祉法において、子どもは適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有するとともに最善の利益が優先されることが明確化され、子どもが権利の主体であることが明記されました。

また、国が策定した「新しい社会的養育ビジョン」では、代替養育においては年齢に関わらず子どもの意見表明権の保障が重要であり、自ら意見を表明することが困難な場合には、必要に応じて弁護士等の代弁者をつける制度を保障すべきとされ、子ども家庭福祉の分野において子どもの権利擁護が適切になされているかどうかを判断する制度の構築が急務であるとされています。

子どもが自らの意見を安全な環境下で自由に表明でき、適切な応答関係を保障されることは、子どもの自信につながり、発達にも望ましいことは言うまでもありません。

現在、代替養育に関わる児童相談所一時保護所、児童福祉施設、里親等のもとでは、子どもの権利ノート等の配付により、子どもに対する権利の周知と意見表明方法の周知が行われています。

寄せられた意見については、必要に応じ改善策を講ずる対応を取っていますが、寄せられた意見を集約して、県全体の子どもの権利擁護の向上につなげる仕組みの構築や意見表明の手段についての検討などが必要です。

このため、児童福祉法の理念の実現のため、子どもの権利擁護に向けた更なる取組みが求められています。

2 推進に向けた基本的考え方

代替養育が必要な子どもは、虐待等により、自分が権利の主体であること(意見を表明する機会が保障されること等)を学ぶ機会がなく、十分認識していない場合も多いと考えられるため、子どもが自己の権利について改めて学習する機会を設ける必要があります。

その上で代替養育をはじめとする支援を行う際には、現在の置かれている状況や、今後の見通し、さらには支援の選択肢など当事者である子どもに丁寧な説明をするとともに、子どもの意向を十分に確認していきます。

また、子どもの権利を保障するためには、子どもの処遇について当事者である子どもの声を十分聴いた上で支援を行っていく必要があります、そのための仕組みを構築する必要があります。

本計画の策定にあたっては、児童養護施設に入所している子どもや里親等の下で養育されている子ども(自立後の退所者を含む)を対象とした地区懇談会を県下2か所(伊那市、千曲市)で開催し、自身の養育に関する様々な意見を伺いました。(巻末「【参考】社会的養育推進計画の策定に向けた地域懇談会における子どもの意見」参照)

今後は、今回の取組結果を踏まえ、子どもの声を聴く仕組みについて、地域の実情や社会資源を活用し、形式的な取組に留まらない取組を検討していきます。

3 具体的取組

(1) 子どもアンケートの実施

社会的養護を必要とする子どもたちの意見を今後の施策に反映させていくため、これらの子どもを対象としたアンケート調査を実施します。

令和2(2020)年度に第1回を実施することとし、アンケートの詳細(対象者の範囲、質問項目、実施方法、結果の活用方法等)について、児童相談所、施設、里親等の関係者による具体的な検討を行い、さらに長野県社会福祉審議会児童福祉専門分科会の意見も聴取した上で実施します。

2回目以降のアンケートについては、第1回の結果やその分析を踏まえ、対象者、実施方法等を十分に検討した上で、実施していくこととします。

(2) 一時保護

県内全ての一時保護所で、入所児童に対し一時保護所のしおりを配布し、意見を述べることができる旨を周知しています。

所内には意見箱を設置して子どもの意見を聴く機会を保障するとともに、一時保護所退所時には、子どもへアンケートを実施しています。この結果をもとに一時保護所の生活がさらに快適なものとなるように職員で検討をしています。

一時保護解除後の処遇の決定に当たっては、児童福祉司、児童心理司等が、子どもとの面談により子どもの意向を十分聴取し、その後の援助方針の策定に反映させています。

これらの取組を継続するとともに、今後、児童相談所全体での第三者評価の導入や第三者が子どもの意見を聴く体制の整備に向けた検討を行います。

(3) 児童養護施設等

全ての施設で苦情解決のため意見箱を設け、意見箱や電話、口頭により苦情を申し出ることができる仕組みが設けられていることから、引き続きこれらの活用を図ります。

全ての施設が第三者評価を受審しており、引き続き計画的に受審していきます。

入所児童の権利擁護にあたっては、子どもの権利ノートを配付し、自分が権利の主体であること、意見の申出をしたい場合の連絡先等を周知しています。乳児院では保護者に配付し、説明を行っています。

また、多くの児童養護施設が、NPO法人子ども・人権・エンパワメントCAPながののスタッフによるワークショップを定期的で開催し、職員と子どもがともに権利擁護について学んでおり、一定の成果が上がっていると考えられます。今後は、県としても施設にワークショップ実施を推奨するとともに、CAPながのと連携した取組について検討していきます。

施設が実施する権利擁護に関する取組みのうち、優れたものについては、研修会等を通じ情報共有を図ります。

(4) 里親等

里親等に養育される子どもには、児童相談所から子どもの権利ノート(里親版)を配布し、施設と同様に説明を行っています。

今後は、里子に関わる様々な主体が権利擁護を支援するしくみの構築に向けて、関係者による検討を行います。

(5) 児童相談所

子どもの一時保護や措置に当たっては、常に子どもの最善の利益の実現を念頭に置き、子どもの意向を尊重するとともに、処遇等について十分に説明を行います。

また、県が実施する児童福祉司を対象とした研修には、子どもの権利擁護に関する内容も含まれるため、これらの内容を充実させるとともに、計画的な受講による職員の資質向上を図ります。

(6) 施設内虐待(施設入所又は里親等に委託されている子どもへの虐待)

県では、被措置児童等虐待の届出や通告を受理した場合には、「被措置児童虐待対応ガイドライン」に基づいて事実確認を行い、被措置児童虐待の疑いが強い場合には、長野県社会福祉審議会処遇審査部会に報告した上で、虐待を受けた子ども等への支援を行い、必要な処分や再発防止に向けた指導等を行っています。(【表2-1】参照)

(7) その他

児童福祉審議会や弁護士等の第三者機関等による子ども等からの申し立てによる審議・調査の仕組みなど、子どもの権利擁護に関する仕組みの構築に向けては、現在国において調査研究を行っていることから、その結果を注視しつつ、本県における体制のあり方について検討していきます。

4 評価指標

評価指標	目標値	
	R6年度	R11年度
子どもアンケートにおいて、自分の意見が表明できていると回答した割合	R2年度アンケートより向上	100%

【表2-1】

被措置児童等虐待認定件数の推移

年度	H27	H28	H29	H30	R1
件数	1	3	3	2	1

第2節 一時保護改革に向けた取組

1 現状と課題

一時保護は児童福祉法 33 条に基づき、迅速な子どもの安全の確保や、子どもの心身の状態、生活環境や成育環境等の調査を行うために、一時的に児童を家庭等から離すものです。

子どもにとっては、心身の安全が保障されるというメリットがある一方、生活環境の変化や愛着関係のある人々との離別など、住み慣れた地域から離れることに伴う精神的不安を伴う面もあります。

(1) 一時保護の状況

本県の一時保護所は中央児童相談所(長野市)及び松本児童相談所(松本市)にそれぞれ併設されており、定員は各 15 名で計 30 名となっています。

児童の年齢や特性を考慮し、差し迫った危険がない、行動観察の必要がない等、閉鎖的な環境である一時保護所での保護が必要ない場合などは、児童養護施設や里親等への一時保護の委託を行う場合もあります。

一時保護委託先については、乳児院、児童養護施設、里親等を中心に行っており、県内では乳児院4か所、児童養護施設 14 か所に必要に応じ一時保護委託を行っています。里親等への委託については、子どもの状況や里親等の状況を総合的に勘案し、一時保護委託を行います。

本県における直近5年間の一時保護の状況(一時保護人数、保護延べ日数、平均保護日数)は【表2-3】のとおりです。

一時保護所の入所人数は、個別対応が必要な児童の増加等により年々減少傾向にありますが、一方で一時保護委託の利用人数は増加傾向にあります。一人当たりの平均利用延べ日数は、里親等への一時保護委託に比べ、一時保護所及び施設への一時保護委託の方が長期間にわたる傾向があります。

一時保護に至る子どもの人数は平成 30 年度では 594 人と年々増加傾向にあり、過去5年では最多となっています。平成 30 年度の一時保護人数の増加については、虐待相談件数の増加の影響が大きく、それに加え平成 30 年7月に国から発出された「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」において、虐待のリスクが高い場合には躊躇なく一時保護を行うよう示された影響が考えられます。

このような傾向は、今後も継続していくことが想定されることから、里親等の積極的な活用を含めた受入先の確保が喫緊の課題となっています。

(2) 一時保護期間中の生活

一時保護所では子どもの安全確保を最優先するため、外出などの行動が制限されます。また、学齢児については、学籍のある学校への登校ができないため、保護所内での学習支援を行っていますが、子どもの学習権の十分な保障が課題となっています。

居室については、入所人数や子どもの状況により1~3人で使用しています。保護所では、家庭や保護所での困ったことについて子どもから話を聞いたり退所後の生活についての相談について職員が話を聞いて対応しています。一時保護所では集団生活のためルールがあり子どもはそれを守ることになります。

一方、一時保護委託については、乳児院、児童養護施設、里親宅等で行われるため、

一時保護所に比べ開放的な空間での生活となります。また、家庭状況や施設等の状況により学校への登校が可能となる場合もありますが、通学手段や送迎する職員等の確保等が難しく、実際学校への登校ができないケースも多くあり、一時保護所と同様に学習権の十分な保障が課題となっています。

居室については、一時保護所と同様に入所人数等により1～3人で使用しています。子どもが困った時や、話をしたい時などは、施設の職員や里親が対応します。また児童相談所の職員は常に子どもの生活状況の把握に努めています。

一時保護期間中は、家庭的な養育環境となるように受入先において努めていますが、保護期間の短縮が求められています。

(3) 一時保護後の処遇

保護に至った原因が解消する目途が立ったり、施設入所や里親等への委託が決定した場合は一時保護が解除されます。一時保護が解除となる期間は、子どもが抱える問題の背景等により様々です。平成30年度では、一時保護所に保護された児童の約半数(52.7%)の子どもが家庭に帰っています。

家庭復帰後は、多くの子どもが元々暮らしていた地域で保護者と共に暮らすことになることから、市町村を中心とした地域ネットワークによる在宅支援の充実が更に求められています。

2 推進に向けた基本的な考え方

児童の最善の利益や権利を最大限保障するため、一時保護を行う際には、今後の見通しを含めた子ども自身への丁寧な説明や、心身の安心・安全が確保されつつも子どもの意向は反映される生活環境の提供、保護期間の短縮などを行うことが重要となります。

一時保護先の確保については、児童養護施設における、一時保護専用施設の整備を推進するとともに、里親等への一時委託の活用推進に向けた検討や支援体制整備を推進していきます。

また、学習権の保障については、条件を整えて学籍のある学校への登校が可能となるよう、一時保護を受託できる里親等を多くの地域で確保するとともに、通学に係る支援体制の充実に努めていきます。

なお、家庭復帰後の市町村による支援の充実については、第3章第1節の「市町村の児童相談体制の強化」にて詳述します。

3 具体的取組

(1) 一時保護における子どもの権利擁護

ア 養育環境

子どもの個々の状況に応じた対応が可能となるよう、一時保護所における個室化や一時保護専用施設の整備を推進し、より家庭的で開放的な環境整備に努めます。

イ 日課

一時保護中の日課は一律に集団生活のルールを示すのではなく子どもの状態や背景を十分に踏まえた日課を検討します。

ウ 教育

一時保護された子どもについては、適切に教育を受けられるよう、里親等の活用を含め一時保護委託の積極的な検討を行います。また、児童の安全が確保される場合及び、児童が希望している場合は保育園、学校等と連携し通園・通学のための必要な支援を行います。

エ 体制

一時保護において子どもの権利が守られることが重要であることから、子どもの権利及び制限される内容並びに権利が侵害された時の解決方法に関して、子どもの年齢や理解に応じて説明を行うほか、児童福祉審議会(処遇審査部会)を活用するなど、権利擁護に関する第三者機関の利用を通して、子どもの意見が適切に表明されるような配慮を行います。

オ 第三者評価

一時保護された子どもの立場に立った保護や質の高い支援を行うため、第三者評価を積極的に活用するなど、外部評価の実施について検討します。

カ 職員研修

一時保護所職員及び一時保護委託先の職員等や里親の専門性の強化のため、研修の機会や研修内容の充実に努め、職員等の資質向上に努めます。

キ 一時保護期間の短縮化

一時保護事案について、各種診断や保護者調整等を迅速に行い、早期に援助方針の決定が行われるよう努めます。

(2) 一時保護先の確保

ア 里親等への一時保護委託の拡大

一時保護所や一時保護委託については今後も多くのニーズが想定されます。そのため、一時保護であっても登校・登園継続など地域における養育を推進するという観点から、下記イのような施設での保護が選択される場合を除き、里親等への一時保護委託を推進し、一時保護の受け皿の拡大を目指します。

特に乳幼児の場合は緊急一時保護の場合も含め、当該児童の状況等に十分配慮した上で、施設での一時保護はできる限り最小限に止め、里親等への一時保護委託を推進します。

イ 一時保護専用施設の設置推進

一時保護される子どもは様々な行動上、発達上の問題を持ち合わせている場合が多く、また、これらの特徴がアセスメントされていない状況であるため、施設での養育が選択されるケースも多くあります。また、措置による入所児童と一時保護による児童を、同一施設で養育することは、児童の情緒的な混乱を招いたり、感染症やトラブル発生のリスクを伴います。

令和元年度末現在、本県には 1 か所の一時保護専用施設がありますが、児童の安全面や職員の負担軽減を図るため、児童養護施設等の意向も踏まえつつ、一時保護専用施設の設置を推進していきます。

4 評価指標

評価指標	現況値	目標値	
	H30 年度	R6年度	R11 年度
一時保護所における1人当たりの平均保護日数(日)	24.7	22	20
一時保護委託における1人当たりの平均保護日数(日)	25.7	23	20
里親等への一時保護委託人数(人)	127	166	231
(参考)一時保護(見込)人数(人)	589	555	578

【表2-3】一時保護の状況

		H26	H27	H28	H29	H30
人数 (人)	一時保護所	300	220	198	180	207
	施設委託	170	202	267	244	255
	里親等委託	59	42	72	71	127
	計	529	464	537	495	589
延べ日数 (日)	一時保護所	6,410	6,568	7,487	4,712	5,117
	施設委託	3,045	4,125	5,356	5,239	6,561
	里親等委託	891	1,475	864	614	1,747
	計	10,364	12,168	13,707	10,565	13,425
一人 当たりの 平均保護 日数(日)	一時保護所	21.4	29.6	40.7	25.3	24.7
	施設委託	17.9	20.4	20.1	21.5	25.7
	里親等委託	15.1	35.1	12.0	8.6	13.8
	平均	19.6	26.2	26.5	21.3	22.7
	一時保護所 全国平均	29.7	29.6	30.1	29.6	29.0
	保護委託 全国平均	26.6	25.8	26.7	27.0	25.7

(出典 児童相談所 業務概要、福祉行政報告例)

※人数については、当該年度に退所(解除)となった児童数(H26 の一時保護所のみ入所児童数)

第3章 子どもが家庭で暮らすための支援体制

第1節 市町村の児童家庭相談体制の強化

1 現状と課題

平成 28 年改正児童福祉法において、子どもの権利を保障することが明文化され、子どもの権利を保障する主体として、養育者と共に責任を負う立場として市町村、都道府県、国の役割が規定されました。

中でも市町村は基礎的な地方公共団体として、子どもや保護者の身近な場所において生活上の問題が重篤化しないよう予防的な取り組みが求められています。例えば、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制の確立や、保護者や子どもへ寄り添いながら支援を行うことにより、保護者や子どもの社会的な孤立を予防するなどの役割があります。また、地域のあらゆる社会資源を組織化しネットワークを構築することにより要支援世帯の問題の重篤化を防ぐことや、地域の実情を踏まえ市町村独自で社会資源を開発するための場とするなどの取組が求められています。

また、本計画を策定するにあたり、「児童・家庭相談体制強化に向けた地域懇談会」を県内 10 広域で開催し、市町村をはじめとする関係機関・団体等の皆様と、市町村の児童家庭相談や県との連携における現状と課題等について意見交換を実施しました。

懇談会では、現状の体制でよく対応できているとの意見が多くみられる一方で、関係機関相互の連携に関する課題、市町村の規模に応じた課題、人材確保に関する課題等様々な意見・要望も多く出されました。(巻末「【参考2】児童・家庭相談体制強化に向けた地域懇談会における主な意見」参照)

今後はこれらの意見・要望を十分踏まえ、関係機関間の連携強化をはじめとした児童・家庭相談体制の強化を図る必要があります。

なお、市町村における児童・家庭相談業務に関わりの強い事業等における現状等については、下記のとおりです。

(1) 子育て世代包括支援センター

平成 29 年4月から市町村において「子育て世代包括支援センター(母子保健法上は「母子健康包括支援センター」)を設置することが努力義務化されました。子育て世代包括支援センターの役割は、妊産婦や乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に当該地区を担当する保健師等の専門家に対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関との連絡調整などを通して、妊産婦や乳児等に対して切れ目のない支援を提供し、育児不安の軽減や虐待の予防に寄与することにあります。

また、関係機関が把握している情報を子育て世代包括支援センターで一元的に管理することで、子育て世代包括支援センターが各関係機関の調整役となることも期待されています。

国は令和2年度末までに、全市町村に子育て世代包括支援センターを設置する方針を示していますが、本県については、第2期信州保健医療総合計画において令和5年度末までに全市町村に設置する目標としています。

本県における令和元年度末現在の子育て世代包括支援センターの設置市町村数及び、設置個所数は【表3-1】のとおりです。設置市町村は 36 市町村(61 か所)で、未設置市町村は 41 市町村となっています。

設置促進にあたっては、小規模自治体における専門職員等の確保や、そのための財政的負担が課題となっています。

(2) 子ども家庭総合支援拠点

平成 28 年改正児童福祉法により、市町村は子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置に努めなければならないと規定されました。

子ども家庭総合支援拠点は、要保護児童対策地域協議会の調整機関を担うことが想定されています。そのため児童虐待防止の観点から、体罰によらない子育ての推進や、保護者に寄り添い継続的な支援を行うことが役割として求められています。

さらに、継続的な支援を実現するために、地域資源をネットワーク化し、必要な支援メニュー（ショートステイ事業など）を充実させていくなどのコミュニティワークの実践なども期待されています。

国では令和4年度末までに全市町村に支援拠点を設置するとの方針が示されています。本県における令和元年度末現在の子ども家庭総合支援拠点の設置市町村数は【表3-2】のとおりです。設置市町村は 15 市町村で、未設置市町村は 62 市町村です。

設置促進にあたっては、子育て世代包括支援センター同様に、小規模自治体における専門職員等の確保や、そのための財政的負担が課題となっています。

また、既存の児童・家庭相談部署との連携・調整や、それぞれの市町村の規模や実態に合った体制の検討など、設置に向けた検討や準備に時間を要するといった課題もあります。

(3) 母子生活支援施設

本県には現在3か所の母子生活支援施設があります。（【表3-3】参照）

母子生活支援施設は児童福祉法第 38 条に基づき、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童（18 歳未満）を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立促進のためにその生活を支援することを目的とする施設です。

従来は、配偶者との死別・離婚により生活困難となった母子に対する生活の場の提供が主な役割でしたが、近年では、DV 被害からの避難先や外国人の母子世帯の自立支援としての機能が役割の中心となっています。施設では、これらの母子を保護するとともに、その自立のために、それぞれの事情や家庭状況に応じて就労や生活、子育てなどについて助言等を行っています。

また、母子生活支援施設の利用世帯数は減少傾向にありますが、県外を含む広域入所は増加しており、DV 被害者の保護から自立支援までを担う重要な施設となっています。

県内の母子生活支援施設は、いずれも市が設置しているものですが、施設の老朽化が進んでおり、利用世帯の広域化を踏まえ、今後の施設のあり方について具体的な検討を行っていく必要があります。

(4) 児童家庭支援センター

本県には現在3か所の児童家庭支援センターがあります。（【表3-4】参照）

いずれの施設も、法人が設置している児童福祉施設に併設されており、児童福祉法 44 条に基づき、以下の事業を行っています。

- 地域、家庭の相談に応じ、専門的な知識及び技術をもって必要な助言を行う。
- 市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行う。
- 児童相談所において、施設入所までは要しないが要保護性のある児童、施設を退所後間もない児童など、継続的な指導措置が必要であるとされた児童及びその家庭について、指導措置を受託して指導を行う。
- 里親及びファミリーホームからの相談に応じる等、必要な支援を行う。
- 児童や家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うため、様々な支援主体との連絡調整を行う。

児童家庭支援センターについては、児童相談所の補完的機能や市町村を支援する専門的機能の発揮が求められていますが、これらの推進にあたっては、地域毎の実情を十分踏まえた上で、関係機関の連携体制を強化していく必要があります。

2 推進に向けた基本的な考え方

保護者が子育てや家庭的・経済的問題等で悩みを抱えているときに、早い段階で寄り添い、相談に応じることで、問題の深刻化を未然に防止し、子どもが保護者の元を離れたとしても短期間で復帰することが可能となります。

そのために、市町村が子どもや保護者の最も身近な相談機関として機能する相談支援体制づくりを推進する必要があります。

一方で、本県は小規模な自治体が多く、市町村の役割を補完・支援する社会的資源も地域により状況が異なることから、それぞれの地域に合った相談支援体制の構築が求められています。

このため、地域の実情を踏まえた相談支援体制構築に向けて、児童相談所が助言・支援を積極的に行うとともに、児童家庭支援センター、ファミリーホーム、里親等をはじめとする社会資源の充実・機能強化を進めていきます。

また、ひとり親家庭や特定妊婦等からの多様なニーズに対応するため、母子生活支援施設の活用や機能強化についても検討を進めます。

3 具体的取組

(1) 子ども家庭総合支援拠点及び子育て世代包括支援センターの設置促進等

令和4年度末までに子ども家庭総合支援拠点を、令和5年度末までに、子育て世代包括支援センターを 77 市 町村すべてに設置できるよう、各種研修会等を通じ必要な助言や情報提供を行うとともに、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の一体運営や、広域設置などについても研究・情報提供を行います。

また、市町村における保護者支援の充実を図るため、児童養護施設、乳児院、里親等を活用したショートステイ事業等の実施について、支援していきます。

(2) 市町村子ども家庭支援ネットワークの構築

社会的困難を抱える子どもや保護者を地域で包括的に支援するため、子ども家庭総合支援拠点が中核となり、市町村・県・民間団体が連携・協働して妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を行う、「子ども家庭支援ネットワーク」の体制構築を進めます

ネットワークの構築にあたっては、市町村に対し必要な助言等を行うとともに、地域におけるより多くの社会資源が、ネットワークの構成員として参画できるよう、必要な専門知識を持つ有識者の派遣や調整等を行います。

(3) 児童相談所への地域養育推進担当の配置

各児童相談所に、市町村における児童・家庭相談体制のための構築支援及び里親等による養育を推進する「地域養育推進担当」を配置し、市町村への支援体制を強化します。

(4) 母子生活支援施設のあり方・活用の検討

県内に設置されている母子生活支援施設は、いずれも市が設置しているものですが、施設の老朽化や入所世帯の広域化が進む中で、母子生活支援施設の今後のあり方や施設の特徴を活かした多機能化等について検討し、活用が十分図られるよう努めます。

(5) 人材育成

子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点の設置促進や機能向上が図られるよう、関係職員向けの研修を充実し、専門的知識を有した人材の育成を図ります。

また、母子生活支援施設、児童家庭支援センター等の職員に対しても、時代に即した必要な研修を実施し、人材の育成を図ります。

4 評価指標

評価指標	現況値	目標値	
	R1年度末	R6年度	R11年度
県内の子育て世代包括支援センター設置市町村数	36	77	77
県内の子ども家庭総合支援拠点設置市町村数	15	77	77
ショートステイ・トワイライトステイ等の在宅支援事業の利用可能な市町村数	46	77	77
市町村要保護児童対策地域協議会に、いずれかの乳児院・児童養護施設が参画している市町村数	12	44	77

【表3-1】子育て世代包括支援センターの設置状況(令和元年度末現在)

設置市町村数	設置個所数	未設置市町村数
36 市町村	61 か所	41 市町村

【表3-2】子ども家庭総合支援拠点の設置状況(平成31年4月1日現在)

設置市町村数	未設置市町村数
16 市町村	61 市町村

【表3-3】県内母子生活支援施設(令和元年度末現在)

施設名	認可年月日	認可定員 (暫定定員)	設置主体 (運営主体)
長野市美和荘	S26.11.1	10 世帯 (9世帯)	長野市 ((福)長野市社会福祉事業協会)
松本市母子ホーム	S28.3.18	19 世帯 (6世帯)	松本市
上田市母子寮	S29.8.10	20 世帯	上田市 ((福)上田明照会)

【表3-4】県内の児童家庭支援センター(令和元年度末現在)

名称 (本体施設名)	所在地	認可年月日	設置主体
下伊那児童家庭支援センター 「こっこ」 (児童養護施設「慈恵園」)	豊丘村	H26.3.10	(福)下伊那社会福祉会
松代児童相談センター 「ふらっと」 (児童養護施設「松代福祉寮」)	長野市	H27.3.24	(福)湖会
けいあい地域子育て支援相談室 (児童養護施設「恵愛」)	千曲市	H31.3.29	(福)八葉会

第2節 児童相談所の強化

1 現状と課題

(1) 児童相談所の概況

児童相談所は、児童福祉法第 12 条に基づき、都道府県・指定都市が設置しなければならない児童福祉の専門機関です。中核市も設置可能ですが、現在県内には、県が設置した5箇所の児童相談所(中央、松本、飯田、諏訪、佐久)があります。(【図3-7】参照)

各児童相談所の概況は【表3-8】のとおりです。

児童相談では、子どもの権利(生存・発達・保護・参加)を擁護し、最善の利益を保障する最前線かつ最後の砦として、主に次の業務を行っています。

ア 相談、調査、判定、援助・指導

子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識、技術を必要とするものについて、専門職員による調査、診断、判定を行い、それに、基づく援助方針の策定や、子どもの心理、健康及び発達に関する専門的な指導等を行っています。

イ 一時保護

子どもの安全確保や調査のため、子どもを家庭から離す一時保護を行っています。

ウ 措置

家庭事情等必要により、子どもを児童福祉施設等に入所させ、又は里親に委託します。

エ 里親等委託の実施

里親制度・特別養子縁組制度の普及啓発、里親登録に向けた相談対応、研修会の開催、児童と里親等のマッチング、里親等に対する養育支援、委託児童の自立支援など里親等に関する業務を行っています。

(2) 相談等の受付状況

県内の児童人口(18歳未満)は、4年間で約2万5千人減少し、毎年6千人規模で減少している状況にあります。そのような状況でも、県内の児童相談所における相談受付件数は、増加傾向にあり、特に平成30年度は前年度比547件増(+10.2%)と大幅に増加しました。

(【図3-9】参照)

また、児童虐待相談の対応件数については、平成30年の対応件数が2,370件で、前年度比322件・15.7%の増となり、7年連続で過去最多を更新しました。増加の要因としては、関係機関の児童虐待通告認識の浸透や児童虐待に関する社会的関心の高まり等が考えられます。(【図3-10】参照)

種別では、心理的虐待が全体の61.4%を占め、主に子どもがDVを目撃したことを心理的虐待として捉えた警察からの通告件数が増加したことが要因と考えられます。

(3) 児童相談所を取り巻く状況と課題

急増する児童虐待相談に対応するため、国は平成30年12月に「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を策定し、全国で児童相談所の児童福祉司を約2,000人増員するなど、体制強化することとしています。

また、これを受け、令和元年6月には「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、児童相談所の体制強化及び関係機関の連携強化に向けた取組が強化されることとなりました。

具体的には、

- 児童相談所の介入機能と支援機能の分離
- 児童相談所への弁護士的配置等
- 児童相談所における児童福祉司等の専門職の配置基準
- 児童相談所の管轄区域の策定基準

等が新たに定められ、今後、これらの事項について、実施に向けた取組が必要となります。

一方で、児童相談所の体制強化にあたっては、下記事項についても、今後十分検討する必要があります。

- 専門職員(児童福祉司、児童心理司、児童指導員、保健師、弁護士、医師等)の人材確保
- スーパーバイザーの育成を含めた、職員の資質向上、年齢層の偏りの是正
- 警察、市町村等関係機関との連携強化に向けた取組
- 児童数減少も見据えた児童相談所の機能強化の在り方

2 推進に向けた基本的考え方

児童福祉等の専門職員については、これまでも、国の基準に基づき計画的に増員を行ってきましたが、今後も、国の「児童虐待防止対策体制強化プラン」や「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」に基づく新基準をふまえ、専門職員の確保に努めていきます。

また、人材育成にあたっては、OJT を通じて経験年数や職種に応じた計画的な職員の育成に取り組むとともに、外部研修の積極的な活用や職員同士の情報交換の場の確保などを行っていきます。

更に、児童虐待に対する早期対応や保護を行った児童に対する家庭復帰後の支援体制構築のため、市町村や警察、女性相談センター、児童家庭支援センター等の関係機関と児童相談所との更なる連携強化を図っていきます。

なお、児童相談所の管轄区域を含めた、本県における児童相談所の配置の在り方については、今後、国から示される予定の参酌基準の内容を注視しつつ、市町村や関係機関等の意見も十分踏まえた上で検討していきます。

3 具体的取組

(1) 専門職員の確保・育成

福祉職の社会人採用を積極的に進め、新たな国の基準に基づき、専門職員の確保・配置を計画的に行います。また、スーパーバイザーの育成など、人材育成の視点を重視した人事異動に努めます。

(2) 児童相談所の介入機能と支援機能の分離

児童相談所の介入と支援機能の分離について、所の規模や組織体制、関係者の意見を十分踏まえ、今後の方針について検討していきます。

(3) 関係機関との連携強化

市町村や警察、児童福祉施設、学校、里親会など、関係機関(者)と連携し情報共有等を図ることで児童虐待の未然防止や早期発見に努めるとともに、適切な役割分担の下で子ども家庭への支援がきめ細やかに行える体制づくりを推進します。

また、体制づくりのための懇談の場の確保に努めます。

(4) 児童家庭支援センターとの連携強化

児童相談所の補完的役割を負うことが期待されている「児童家庭支援センター」の設置を推進するとともに、児童相談所との役割分担を明確にし、児童家庭支援センターが補完機能を十分発揮できるよう連携を強化していきます。

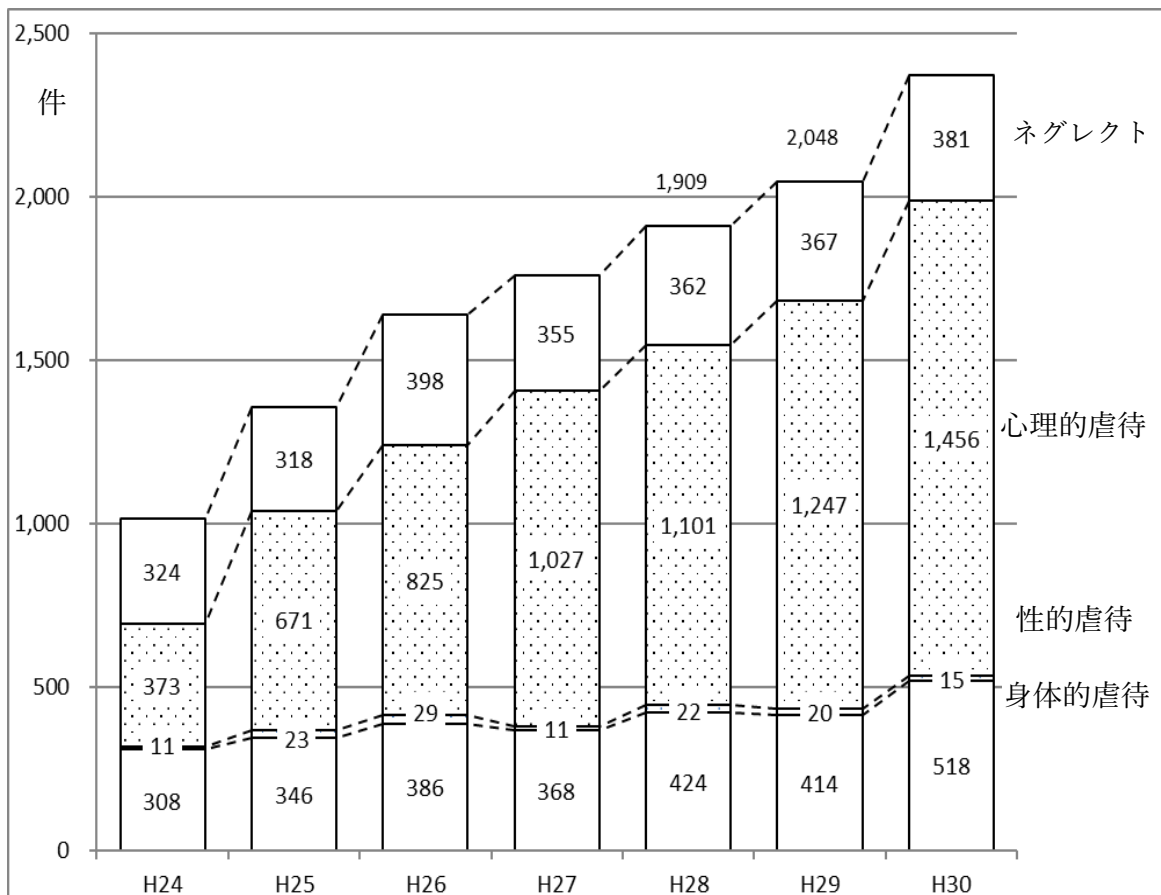
(5) 児童相談所の配置のあり方の検討

令和元年6月に公布された、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」に基づき、今後国から示される児童相談所の管轄区域を定めるための参酌基準を踏まえ、児童相談所及び児童相談所の職員の機能や能力が十分発揮されるとともに、市町村や関係機関との連携強化が図られるよう、本県における最適な児童相談所の配置のあり方について、検討します。

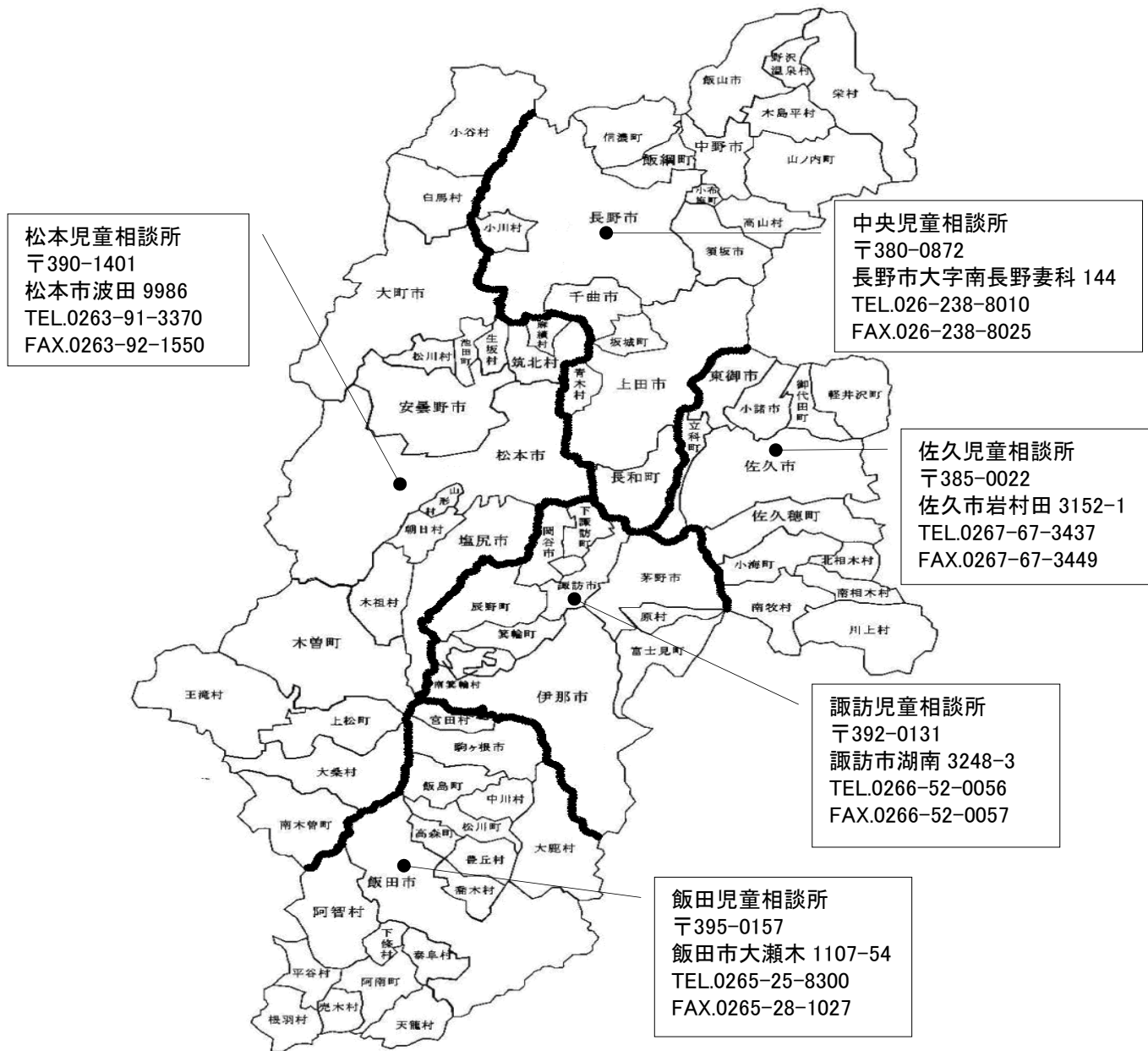
4 評価指標

評価指標	現況値	目標値	
	H31 年度	R6年度	R11 年度
児童相談所の児童福祉司定数(人)	57	国の定める配置基準以上	
児童相談所の児童心理司定数(人)	20	国の定める配置基準以上	

【図3-10】虐待種類別相談対応状況(件数)



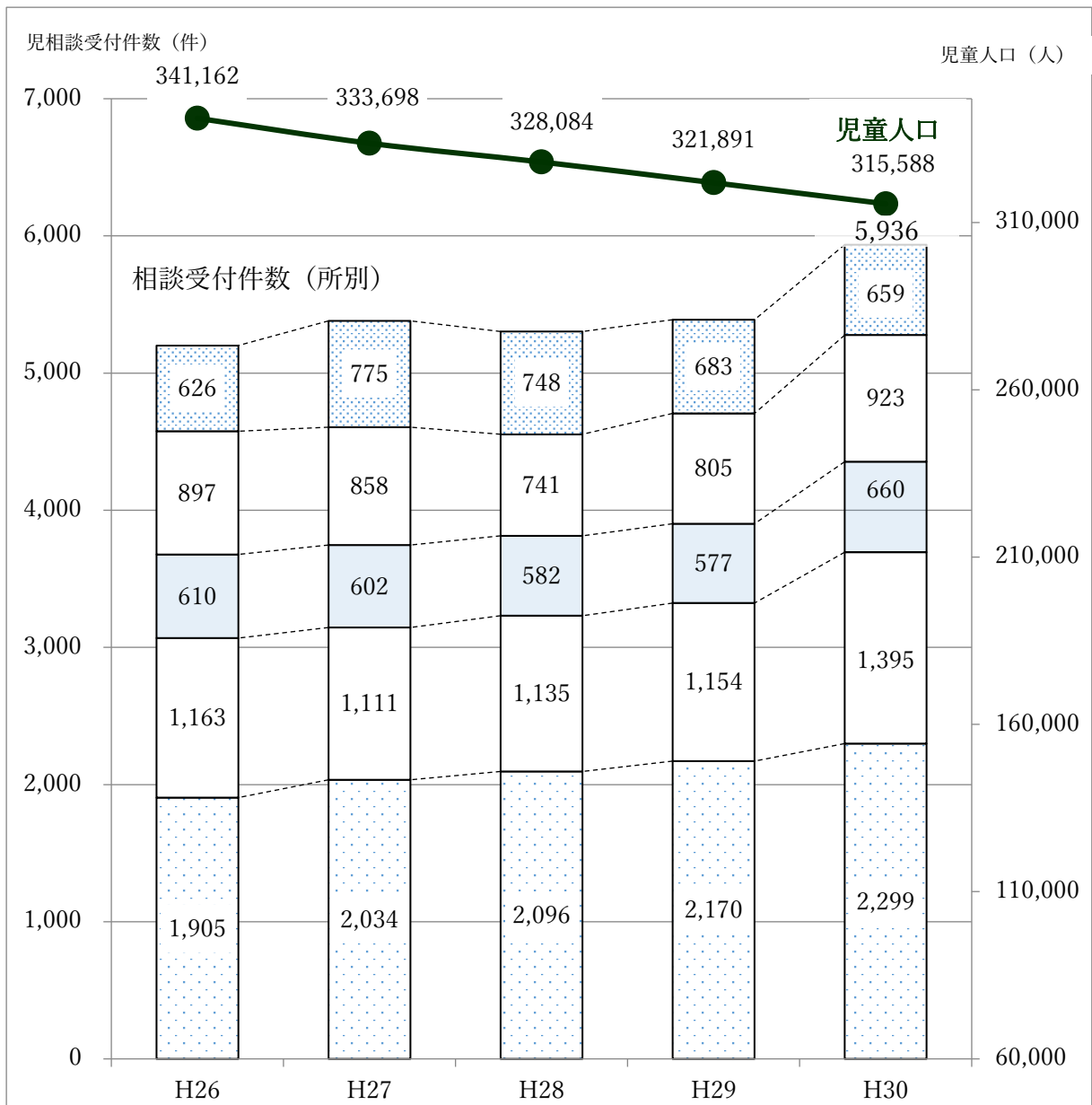
【図3-7】 児童相談所の所在地



【表3-8】長野県の児童相談所の概況

		(平成31年4月1日現在)													
児童相談所名		中央		松本		飯田		諏訪		佐久		広域C		計	
設置年月日		S23.4		S24.5		S39.4		S25.5		S36.4		H28.4		-	
職 種 別 職 員 数 (定 数)	所 長	1		1		1		1		1		(中央兼)		5	
	児童福祉司	18		13		6		10		8		2		57	
	児童心理司	6		4		3		3		3		1		20	
	児童指導員	8		8										16	
	保健師	1		1								1		3	
	警察出向											1		1	
	総 務	2		1		1		1		1				6	
	行託・純非		(12)		(10)								(3)		(25)
	嘱託医		(4)		(3)		(3)		(4)		(2)				(16)
	心理判定		(5)		(3)		(3)		(3)		(2)				(16)
	計		36 (21)		28 (16)		11 (6)		15 (7)		13 (4)		5 (3)		108 (57)
管 轄 区 域	「広域名」 市郡・町村名 <small>(市町村別詳細は p19-20参照)</small>	「長野」 「北信」 上田市 小県郡		「松本」 「木曾」 「北アルプス」		「南信州」 駒ヶ根市 飯島町 中川村 宮田村		「諏訪」 伊那市 辰野町 箕輪町 南箕輪村		「佐久」 東御市		県全域		/	
	市	6		4		2		4		3		19			
	町	6		4		4		4		5		23			
	村	6		11		12		2		4		35			
	総人口(人)	779,410		505,821		210,985		319,839		234,187		2,052,033			
	児童人口(人)	117,262		75,886		33,580		49,804		35,419		312,233			
	面積(km ²)	3,360.45		4,524.55		2,313.28		1,679.78		1,683.54		13,561.56			
建 物	構 造	RC3		RC2+木2		RC2		木1		RC2		/			
	建築年(月)	S46		S61+S59		H3.7		H25.2		H5.3					
	改修移転年月	H24.2		H17.4		H3.7		H25.2		(S47.4)					
	建築面積(m ²)	636.20		757.28		438.72		507.11		510.36					
	延床面積(m ²)	1,857.83		1,260.56		583.61		478.63		595.13					
1) 中央・松本児童相談所の児童福祉司には家庭支援課長、児童心理司には相談判定課長各1名を含む。															
2) 職員数は、付置機関の知的障害者更生相談所を含む。															
3) 「広域C」: 児童相談所広域支援センター 中央児童相談所に付置し、事務所は中央児童相談所内に、松本駐在は松本児童相談所内にある。															
4) 「総人口」「児童人口」は、「長野県の市町村別・年齢各歳別人口(毎月人口異動調査)(平成31年4月1日)」による。 (推計値のため、各児童相談所分を合計しても県計と一致しない。)															
5) 管轄区域「面積」は、「全国都道府県市区町村別面積(平成30年10月1日現在)」(国土地理院)による。															

【図3-9】過去5年の相談受付状況



第3節 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築

1 現状と課題

特別養子縁組は、代替養育において、保護者の同意が最も得にくい制度であることから、近年の本県における特別養子縁組成立件数は【表3-5】のとおり年間10件前後です。

一方で、特別養子縁組は、永続的に安定した養育環境を提供すること(パーマネンシー保障)が可能で有効な制度であることから、新生児・乳幼児で長期的に保護者の養育が望めないケースや、長期間にわたり親と交流がないケースなどにおいては、特別養子縁組を積極的に検討すべきとされています。

本県では、平成30年3月に予期せぬ妊娠等に関する相談窓口として、民間の乳児院へ産前産後母子支援コーディネーターを配置し、相談・支援体制を整えています。(にんしん SOS ながの)この事業では、妊娠中から出産後の養育について様々な支援制度の活用や周囲の協力体制を検討する中で、実親による養育が困難なケースについて、特別養子縁組制度についても説明し、実親の理解を十分深めた上で、特別養子縁組を含む家庭的養育の推進を図っています。【図3-6】

本事業では、予期せぬ妊娠に悩む方の相談を24時間365日、電話やメール、LINE等で受け付け、支援等が必要な場合には市町村や医療機関等の支援機関に引き継いでいきます。

この取組は、若年者をはじめ支援等を必要としている方にこの窓口の存在を知っていただくことが重要なため、相談窓口についての積極的な周知が必要です。

また、支援機関(市町村、産科医療機関、教育機関等)相互の連携、情報共有をさらに進め、相談者が支援を必要とする場合に、適切かつ迅速に支援機関につなげ、継続した支援を受けられることができるしくみが求められています。

さらに、令和元年の「民法の一部を改正する法律」等により、特別養子縁組の養子となる子どもの年齢の上限が原則6歳未満から原則15歳未満へ引き上げられました。併せて、成立の手続きが二段階に分けられ、児童相談所長にも申立権が付与されるとともに、実親の同意撤回が制限されるなど、養親となる者の負担が軽減するように改正されました。

これにより、特別養子縁組制度の利用を促す取り組みとともに、養子となる子どもの心理面でのケアを充実させ、子どもの最善の利益の実現することが求められているところです。

2 推進に向けた基本的考え方

長期的に保護者等による養育が困難と見込まれる子どもを早期に把握するとともに、養子縁組を行う民間あっせん機関とも連携し、特別養子縁組制度の利用を促す取り組みを進めてまいります。

また、特別養子縁組成立後における相談支援体制について、児童相談所、市町村、乳児院・児童養護施設、地区里親会等が連携して、継続的な支援を実施できる体制を整えてまいります。

3 具体的取組

(1) 市町村・産科医療機関等との連携強化

長期的に保護者等による養育が困難と見込まれる子どもを早期に把握するため、市町村・

産科医療機関等との情報共有を推進するとともに、特別養子縁組制度の周知にあたっては、市町村の協力の下、連携して実施してまいります。

また、特別養子縁組の検討対象となる子どもを妊娠期の段階から把握し、十分なアセスメントとマッチング等を実施できるよう、引き続き産科医療機関等と連携して取り組んでまいります。

(2) 「にんしん SOS ながの」による取組の推進

1「現状と課題」において記載した「にんしん SOS ながの」による取組をさらに推進し、広域的な相談体制と支援機関の連携体制を確立するとともに、教育委員会等と連携し、学生等を中心とした若年層に対して事業の積極的な周知を図ります。

(3) 民間あっせん機関との連携

平成 30 年に「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」が施行され、児童相談所は、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんについても、子どもの最善の利益に資する観点から、あっせん機関と連携を図りつつ協力することが求められています。

現在、県内に民間あっせん機関はありませんが、県外のあっせん機関が県内において活動を行うケースが想定されることから、民間あっせん機関との情報共有や養子縁組里親の紹介等に係るしくみの構築等について、検討していきます。

(4) 児童相談所単位の里親委託等推進委員会の設置

各児童相談所に、児童福祉施設、ファミリーホーム、地区里親会、市町村等の関係者を構成員とする里親委託等推進委員会を設置し、地域の課題や強みを踏まえ、新規里親の開拓から委託後の支援までを一貫した支援体制の下推進していきます。

当推進委員会においては、児童相談所毎の目標達成に向けた課題や進捗管理、さらには特別養子縁組や里親委託推進のための具体的取組等について検討を行います。

さらに、各地域の里親委託等推進委員会相互の情報交換や課題共有、他県における先進事例の研究等を行うための長野県里親委託等推進委員会（既に設置済）を定期的で開催し、県全体の目標達成に向けた進捗管理や推進体制強化にも努めます。

(5) 特別養子縁組成立後の支援体制の充実

特別養子縁組成立後の子どもや養親の状況について、(4)で設置することとしている里親委託等推進委員会を中心に、児童相談所と市町村、児童養護施設・乳児院、地区里親会等とが連携し、成立後の継続的な支援体制の構築について検討します。

(6) 子どもの権利保障

児童相談所が関与したケースにおいて、子どもの出自を知る権利を保障するために、児童相談所が関係機関と協力して、適切な真実告知等が行われるよう支援を行います。

(7) 研修機会の充実

児童相談所等の関係機関の職員が、特別養子縁組に関する理解を深めて、選択肢としての認知度を向上させるため、各種研修等において、特別養子縁組に関する内容の充実を図ります。

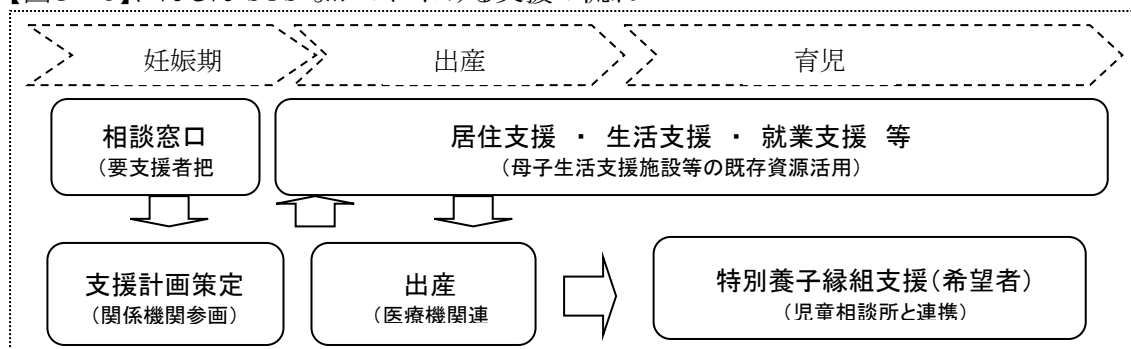
4 評価指標

評価指標	現況値	目標値	
	H30 年度	R6年度	R11 年度
児童相談所が関与した県内の特別養子縁組の成立件数(件)	8	12	18

【表3-5】県内の特別養子縁組の成立件数の推移

年度	H28	H29	H30
成立件数	11 件	10 件	11 件
うち児童相談所関与	7件	9件	8件

【図3-6】にんしん SOS ながのにおける支援の流れ



第4章 家庭と同様の環境における養育の推進

第1節 各年度における代替養育を必要とする子どもの数の見込み

1 基本的考え方

代替養育が必要な子どもに対する里親等委託の推進や施設の小規模・多機能化等に向けた取組を検討するにあたり、様々な事情から家庭で養育できず、代替養育を必要とする子ども数の見込みについて、近年の子どもをとりまく状況を踏まえて算出します。

国の策定要領では、

○現行計画における子ども数の見込みについて近年の児童虐待相談対応件数や通告件数の増加等を踏まえて時点修正すること

○潜在的需要を考慮して代替養育を必要とする子どもの数の見込みを推計すること

○家庭養育優先原則の理念に基づき現状における委託可能な里親数等にとらわれず子どもの状態や希望等に基づいたうえで里親等委託が必要な子ども数を見込むことと規定されています。

そこで、これらに基づき、以下により見込み数を算出しました。

2 現に代替養育が必要な子ども数の算出

本県における18歳未満人口を見ると過去10年間で一貫して減少しています。

これに伴い、代替養育が必要な子ども数についても、過去10年間で18歳未満人口とおおよそ同割合減少しており、18歳未満人口に占める代替養育を必要とする子どもの割合は約0.2%で一定しています。【表4-1】参照

一方、虐待相談対応件数については、近年の児童虐待に対する社会的認知度の高まり等により、年々増加していますが、その後の対応は9割以上が在宅支援であり、近年その割合も上昇しています。【図4-2】

このことから、虐待相談件数は増加しているものの、代替養育を必要とするケースの増加にはつながっていないのが現状です。

また、今後は市町村や施設を中心に、虐待の発生予防・早期発見のための機能を強化することとしていることから、代替養育を必要とする重篤なケースが大幅に増加することは考えにくい状況です。

以上より5年後、10年後に代替養育が必要な子どもの数(基準値)の算出にあたっては、当該年度の18歳未満人口(国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計)を基に、直近(平成30年度末)における18歳未満人口に占める代替養育が必要な子どもの割合(0.193%)を乗じて算出しました。【表4-3】

なお、年齢区分別の内訳数については、直近の令和元年10月1日現在における代替養育が必要な子ども数の比率を基に算出しました。

3 潜在的需要の算出

国の策定要領では、代替養育が必要な子ども数の算出にあたり、潜在的需要についても考慮することとされています。

そこで、今後の代替養育が必要な子ども数における潜在的需要の算出にあたっては、策定

要領において潜在的需要の算出に有効と考えられるデータとして例示されている「一時保護子ども数(一時保護所・委託一時保護)の過去 10 年間の状況及び伸び率」を参考に算出しました。

【表4-4】のとおり、一時保護及び一時保護委託子ども数(以下、この節において「一時保護子ども数」という。)については過去 10 年間で平均 106%の増加で推移していますが、年度毎に大きなばらつきがあります。

そのため、過去 10 年間の一時保護子ども数について5年毎に平均値を算出した上で、その伸び率(104.2%)が一定と仮定した上で、向こう 15 年について5年ごとの平均値を算出し、その間の増加数を均一化して各年度の一時保護子ども数を見込みました。【表4-5】

その結果一時保護子ども数の伸び率は、対平成 30 年度比で令和6年度が 104.9%、令和 11 年度が 109.3%となり、上記2で算出した数値にこの伸び率を乗じた数値を、潜在的需要を考慮した代替養育が必要な子ども数の見込みとしました。【表4-6】

なお、上記において、令和6、11 年度における対平成 30 年度比の伸び率を算出する際に使用した【表4-5】における平成 30 年度の一時保護子ども数(529 人)については、平成 26～30 年度の伸び率から増加数を均一化して補正した数値であるため、【表4-4】に記載の実数(589 人)とは異なっています。

【表4-1】

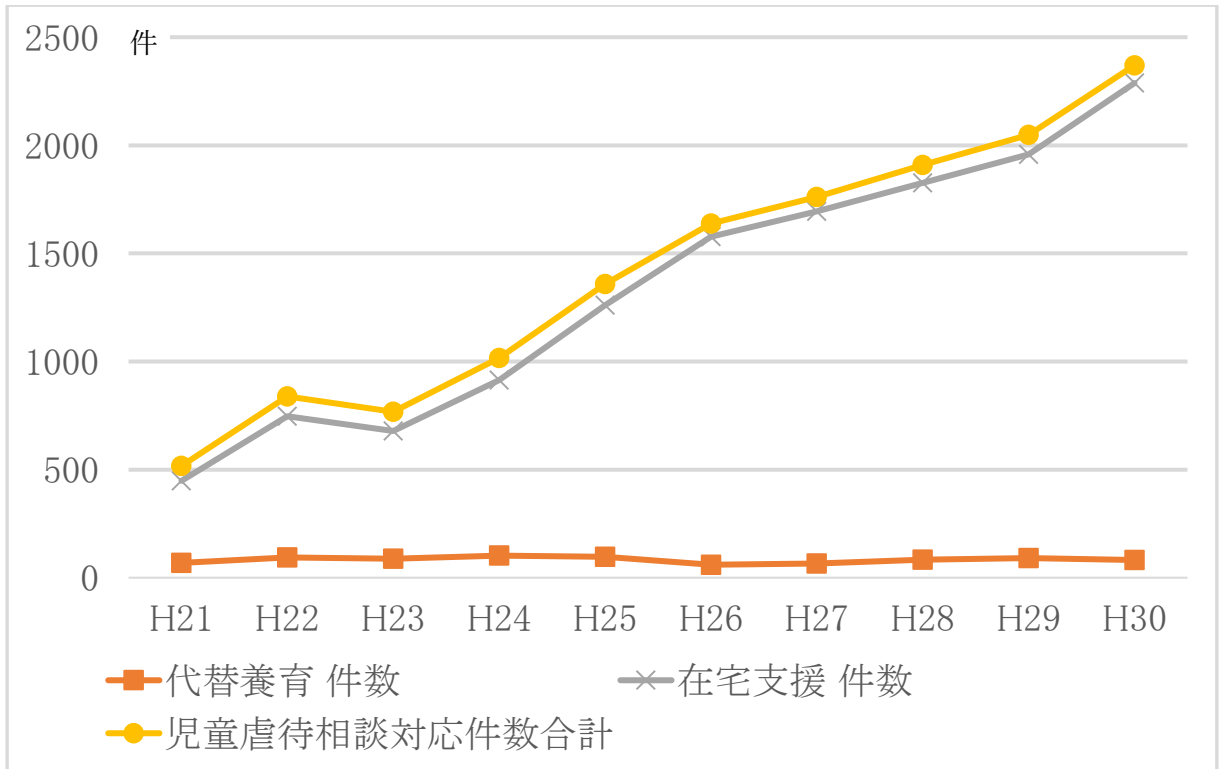
長野県における 18 歳未満人口、代替養育児童数、虐待相談対応件数とその後の対応状況

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	平均値	
(A)18歳未満人口(人)	367,095	361,047	357,322	352,118	346,311	341,162	333,698	328,084	321,891	315,588	342,432	
前年比	-	98.4%	99.0%	98.5%	98.4%	98.5%	97.8%	98.3%	98.1%	98.0%	98.3%	
(B)代替養育児童数(人)	701	708	667	652	689	635	601	603	614	609	648	
前年比	-	101.0%	94.2%	97.8%	105.7%	92.2%	94.6%	100.3%	101.8%	99.2%	98.5%	
割合(B/A)	0.19%	0.20%	0.19%	0.19%	0.20%	0.19%	0.18%	0.18%	0.19%	0.19%	0.19%	
児童虐待相談件数(件)	517	839	767	1,016	1,358	1,638	1,761	1,909	2,048	2,370	1,422	
上記の 対応状況	代替養育	69	93	88	102	97	60	66	83	90	82	83
	在宅支援	448	746	679	914	1261	1578	1695	1826	1958	2288	1,339

※代替養育児童数(B)については、毎年度末における児童数であり、乳児院・児童養護施設以外の施設への入所者は除く

【図4-2】

長野県における児童虐待相談対応件数とその後の対応状況(過去10年)



【表4-3】

18歳未満人口数の推計に基づく、5年後、10年後の代替養育が必要な子ども数(基準値)

	R1(10.1)		R6	R11
	児童数	比率	児童数	児童数
3歳未満	65	10.38%	56	51
3歳～就学前	67	10.70%	57	52
学童期以降	494	78.92%	422	387
合計	626	100%	535	490

【表4-4】

長野県における一時保護子ども数の推移(人)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	平均
一時保護所	244	289	308	377	339	300	220	198	180	207	266.2
一時保護委託	152	231	135	216	205	221	242	335	315	382	243.4
計	396	520	443	593	544	521	462	533	495	589	509.6
前年比	-	131.3%	85.2%	133.9%	91.7%	95.8%	88.7%	115.4%	92.9%	119.0%	106.0%
5年毎平均	499					520					104.2%

【表4-5】

一時保護子ども数の見込

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
一時保護見込数 (5年毎)	542					564					588				
一時保護見込数 (増加数均一化)	533	538	542	546	551	555	560	564	568	573	578	583	588	593	598

【表4-6】

一時保護見込み数(潜在的需要)を踏まえた、5年後、10年後の代替養育が必要な子ども数

	R1 (10.1)		R6	R11
	児童数	比率	児童数	児童数
3歳未満	65	10.38%	58	56
3歳～就学前	67	10.70%	60	57
学童期以降	494	78.92%	444	422
合計	626	100%	562	535

第2節 里親等への委託の推進

1 現状と課題

里親制度は、何らかの事情で家庭での養育が困難又は受けられなくなった子どもに、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下での養育を提供する制度で、家庭での生活を通じ、子どもが成長する上で極めて重要な特定の大人との愛着関係の中で養育を行うことで、子どもの健全な育成を図っています。里親には「養育里親」、「専門里親」、「養子縁組里親」、「親族里親」の4種類あり、このうち「専門里親」は「養育里親」を経験した者のうち、一定の要件に該当し、県が実施する研修を修了した里親で、虐待や非行、障がい等の理由により専門的な援助を必要とする子どもを養育する里親です。

また、現在県内には、主に養育里親として経験を有する者が自らの住居を利用し、5～6名の児童を養育するファミリーホームが7か所あります。

これらの里親等への委託による、過去10年間の県内の里親委託率の状況は【図4-7】のとおりです。

これまで、里親等への委託の推進については、平成27年3月に策定した「長野県家庭的養護推進計画」に基づき、この計画に記載されている委託率の目標達成に向けて取り組んできたところ です。

これにより、里親委託児童数、里親等委託率ともに年々上昇しているものの、長野県家庭的養護推進計画における前期(平成27年度～令和元年度)の目標(令和元年度末里親等委託率19.7%、里親等委託児童数136人)達成は困難な状況です。

また、過去5年間における種類別里親登録数、委託里親数の推移は【表4-8】のとおりです。

里親登録数については、専門里親及び親族里親はほぼ変わらないものの、養育里親及び養子縁組里親については、登録削除(更新見送り等)数が新規登録数を上回る状況が続いており、近年減少傾向にあります。

これは、未委託里親を中心に、更新研修時(養育里親及び養子縁組里親は5年に1回、専門里親は2年に1回)の時間的・金銭的負担が重いなどの家庭事情、あるいは家族状況・就労形態の変化や年齢的限界などによる状況の変化等によるものと考えられます。

里親委託の推進にあたっては、平成28年4月に児童相談所広域支援センターを設置し、里親に関する広報啓発や里親登録・研修業務などの共通専門業務を集約化し、強化するとともに、平成30年度からは、里親の新規開拓から委託後の支援まで包括的な支援を提供するための事業を一部乳児院に委託するなど、積極的に取り組んできたところ です。

また、児童養護施設6施設及び乳児院4施設の里親支援専門相談員を配置するとともに、児童養護施設3施設の児童家庭支援センターを設置するなど、里親支援機関における機能強化も併せて実施してきました。

一方で、推進にあたり、次のような課題も指摘されています。

- 里親等への委託を推進する上で中心を担う児童相談所が、増加し続ける虐待相談への対応に追われ、十分な推進体制が構築できない
- 里親等への委託を推進するには、里親等に関係する地域の様々な関係機関の連携・支援が必要不可欠であるが、そのための体制が整備されていない
- 里親等への委託を検討しても親権者の同意を得られず、進展しないケースが多い。

○里親委託と特別養子縁組の違いを含め、一般県民の里親制度に対する認識・理解が十分進んでいない

このため、里親等への委託を推進するにあたっては、現状分析と合わせ、これらの課題を十分踏まえ今後の具体的取組を検討することとします。

2 基本的考え方

平成28年に改正された児童福祉法では「家庭養育優先原則」の理念を規定し、実親による養育が困難な場合には、パーマネンシー保障(永続的に安定した養育環境の提供)としての特別養子縁組や里親等による養育を推進することが明確にされました。

この考え方に基づき、児童相談所が代替養育を検討する際には、対象となる子どもの意向や子どもの最善の利益を十分考慮した上で、できるかぎり家庭養育に近い代替養育先が選定されるよう、特別養子縁組や里親等による養育を優先的に検討することとします。

さらに、この取組を推進していくために、受け皿となる里親数の確保や里親等の養育技術の向上といった量と質の両面から取組みを行い、里親等への委託を推進していく必要があります。

また国は、各都道府県において里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親等に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、子どもの里親等への委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一連の業務(フォスタリング業務)を一貫して行う包括的な実施体制を構築することで、里親等と支援機関がチームになり、質の高い里親養育を実現することを求めています。

そこで本県では、里親等への委託が必要な子ども数の見込みと里親等の現状を踏まえ、本県における里親等委託率の目標設定を行うとともに、現状における課題を十分踏まえ、目標達成に向けた具体的な取組を推進していきます。

具体的には、児童相談所が中心となり、地域における様々な支援機関等がチームとして里親等委託の推進や里親等による養育への支援を行うしくみの構築や、市町村と連携した里親制度の周知やリクルート活動の実施など、長野県の特徴を十分生かした取組を積極的に推進していきます。

一方で、推進にあたっては、数値目標にのみ囚われることなく、常に子どもの権利や最善の利益を念頭におき、実親に対する必要な支援を継続しつつ、子どもの特性等を十分に考慮した丁寧なアセスメントやマッチングを行っていきます。なお、学童期以降の児童については、可能な限り複数の選択肢を示し、それぞれの選択肢について十分な説明を行うなど、不調となるケースの発生防止に努めます。

また、里親等への委託後については、具体的な自立支援計画を策定するとともに、様々な支援機関が連携し養育方法を検討するほか、支援機関による定期的な訪問や里親の相互交流の場の提供など、里親等に対する適切な養育支援が行えるようチーム養育を推進していきます。

なお、設定した里親等委託率の目標値を達成するためには、里親登録数を増やすことが不可欠です。一方で、里親登録数の増加は、未委託里親数の増加にもつながることから、委託後の支援体制の充実や里親委託推進に関わる職員の資質向上に努め、マッチング機能の向上を図ることとし、これらの取組の状況を見極めた上で、登録里親数の目標値を定めることとし

ます。

ただし、「1現状と課題」でも述べたとおり、登録里親数については、近年減少傾向が続いていることから、養育里親を中心に前年度より増加することを当面の目標とします。

3 里親等委託率の目標設定

現状(令和元年10月1日時点)の本県における代替養育児の状況(代替養育種別)及び里親等委託率(児童相談所・年齢区分別)は【表4-9】のとおりです。

また、これらの児童について、児童相談所が当該児童のケアニーズにのみ着目し、最も望ましいと考えられる代替養育先に変更したと仮定した場合の、里親等委託率等は(児童相談所・年齢区分別)は【表4-10】のとおりです。

この基礎データを元に、今後における各年度の里親等委託率の目標設定については、次の手順により決めました。

(1) 各年度における代替養育が必要な子どもの数の見込み

第1節【表4-6】において算出した潜在的需要を踏まえた、本県における代替養育を必要とする子どもの見込み数によるものとし、これを児童相談所毎に18歳未満人口の推計値を元に案分し算出

(2) 里親等への委託児童数の目標基準値の算出

【表4-10】において算出した、児童相談所毎の里親等委託率を10年後に達成することを目指すものとし、(1)において算出した代替養育が必要な子どもの数を基に、里親等への委託児童数の目標基準値を算出(ファミリーホームについては、現時点において新規開設予定がないため、増加分については、全て里親による対応とする。)

(3) 児童相談所毎の目標値の算出

(2)において算出した児童相談所毎の目標基準値について、児童相談所毎に設置する里親委託等推進委員会において、各地域の里親等への委託を取り巻く現状等を踏まえ検討を行い、達成可能な里親等委託率の目標値を設定

上記により設定された、5年後、10年後における本県の代替養育児童数(代替養育種別)及び里親等委託率(児童相談所・年齢区分別)目標は【表4-11】のとおりです。

4 具体的取組

(1) 児童相談所単位の里親委託等推進委員会の設置(再掲)

各児童相談所に、児童福祉施設、ファミリーホーム、地区里親会、市町村等の関係者を構成員とする里親委託等推進委員会を設置し、地域の課題や強みを踏まえ、新規里親の開拓から委託後の支援までを一貫した支援体制の下推進していきます。

当推進委員会においては、児童相談所毎の目標達成に向けた課題や進捗管理、さらには特別養子縁組や里親等への委託推進のための具体的取組等について検討を行います。

さらに、各地域の里親委託等推進委員会相互の情報交換や課題共有、他県における先進事例の研究等を行うための長野県里親委託等推進委員会(既に設置済)を定期的に開催し、県全体の推進体制強化にも努めます。

(2) 児童相談所への地域養育推進担当の配置(再掲)

各児童相談所に、市町村における児童・家庭相談体制のための構築支援及び里親等による養育を推進する「地域養育推進担当」を配置し、里親等への委託推進体制を強化します。

(3) 里親制度の普及・啓発

各種広報媒体を積極的に活用し、効果的な広報啓発を実施するとともに、市町村等と連携し、市町村の広報誌への情報掲載や市町村が主催するイベントにおいて里親制度の広報・啓発活動を推進し、里親登録数の増加に努めます。

(4) 包括的里親支援業務の民間委託に係る今後の方向性の検討

現在、乳児院1施設に、里親の新規開拓から委託後の支援(フォスタリング業務)までの一貫した包括支援を行う業務を委託しています。令和2年度が委託の3年目であることから、今後、本事業のこれまでの成果や課題、費用対効果等について関係者による検証を行い、本事業の今後のあり方を含めた方向性について検討します。

なお、平成28年度の児童福祉法の改正により、フォスタリング業務が、児童相談所の本来業務として位置づけられたことを鑑み、まずは児童相談所におけるフォスタリング機能を強化していく取組を重点的に行い、児童相談所と里親支援機関がチームとして包括的に里親等による養育を支援する体制を構築した上で、それぞれの役割に応じた機能を高め、フォスタリング機関の育成につなげていくこととします。

(5) 施設による里親等への委託推進に向けた取組

乳児院や児童養護施設における里親支援専門相談員の配置をさらに進めるとともに、児童家庭支援センターによる委託後の里親支援の役割を強化するなど、これら関係機関による里親等への支援体制の強化を図ります。

また、里親支援専門相談員をはじめとする施設職員については、児童相談所職員に比べ人事異動等により職員が交代するケースが少なく、長年勤務している経験豊富な担当者が多く在籍していることから、子どもや里親等に対しての長期的な支援の担い手として、児童相談所職員とともにチームとして支援にあたります。

(6) 里親の資質向上支援

里親等による代替養育を必要とする子どもには、複雑な背景や生育歴を有し、様々な課題を抱えた子どもが増加していることから、里親登録前研修や、更新時の研修について内容を更に充実させるとともに、研修体系や研修場所・日時を工夫し、里親が研修を受講しやすい環境の整備に努めます。

また、登録されている里親の持つ特性等を正確に把握し、里親の意向も踏まえながら里親登録後の研修を実施するなどし、一時保護委託やショートステイにおける活用を推進していきます。

(7) 里親会と連携した里親等への支援

里親経験者が長年の養育により培ってきたノウハウ等を最大限活用し、里親同士の情報交換や養育技術向上を図るため、里親サロンの開催や里子を含めた里親の実践的な交流の機会を設けるなど、地区里親会や長野県里親会連合会との連携した取組を推進します。

また、児童相談所単位の里親委託等推進委員会及び長野県里親委託等推進委員会が

中心となって、里親会が実施する各種活動を支援していきます。

(8) 地域社会と連携した里親等への支援

里親等が子どもを養育する際に、市町村や学校、企業等において必要な支援や協力が得られるよう、これら関係機関における里親制度に関する周知・啓発を行います。

(9) 里親等への委託推進に関わる職員の資質向上

児童相談所や市町村といった行政機関職員のみならず、里親等支援機関の職員を対象にした研修を充実させ、里親等への委託推進や支援に関わる職員の資質向上を図ります。

また、里親等への委託における他県等の先進的な取組について調査・研究を行い、本県において取組可能なものについては、導入に向けて積極的な検討を行います。

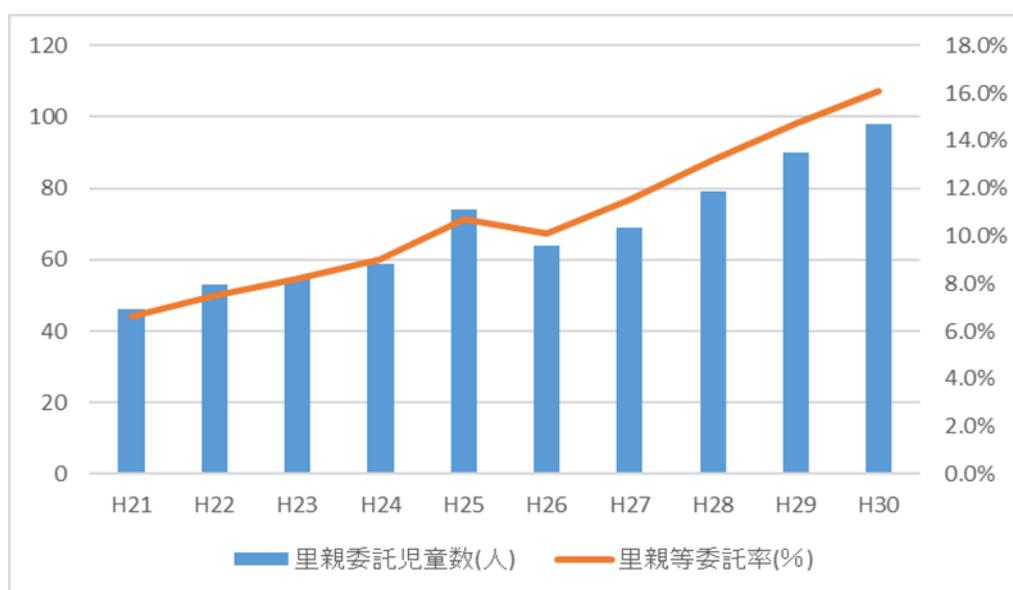
(10) 広域での里親等への委託マッチングのためのしくみの検討

(1)における里親委託等推進委員会の連絡会議(県全体の会議)において、児童相談所の管轄区域を越えて里親等への委託のマッチングを行うためのしくみを検討し、県全域で里親等への委託のマッチングを行うためのしくみを構築します。

5 評価指標

評価指標	現況値	目標値	
	H30 年度	R6年度	R11 年度
里親登録者数	179	H30 より増加	R6より増加
里親・ファミリーホーム委託児童数(人)	98	134	236
里親・ファミリーホームへの里親等委託率(%)	16.1	23.8	44.1

【図4-7】長野県における里親等委託率及び委託児童数の推移のグラフ(過去10年)



※H25 以降はファミリーホーム委託児童数を含む。

【表4-8】

過去5年間における種類別里親登録数、委託里親数の推移

	H26	H27	H28	H29	H30
養育里親	109	125	128	119	112
前年比	-	115%	102%	93%	94%
専門里親	10	9	10	11	14
前年比	-	90%	111%	110%	127%
親族里親	6	6	6	7	7
前年比	-	100%	100%	117%	100%
養子縁組里親	93	112	120	109	99
前年比	-	120%	107%	91%	91%
合計	169	196	207	191	179
前年比	-	116%	106%	92%	94%

※種別を重複して登録し、複数の種別として受託する場合があるため、各種別の合計と全体の数は一致しない。

【表4-9】

令和元年 10 月1日時点における代替養育の状況(代替養育種別)及び里親等委託率(児童相談所・年齢区分別)

代替養育の種類		代替養育児童数及び里親等委託率					
		中央	松本	飯田	諏訪	佐久	合計
里親・ ファミ リーホ ーム児 童数 (A)	3歳未満	4	3	1	3	3	14
	3歳～就学前	3	3	4	3	2	15
	学童期以降	22	19	6	9	19	75
	合計	29	25	11	15	24	104
乳児院・ 児童養 護施設 児童 数 (B)	3歳未満	25	14	4	5	3	51
	3歳～就学前	27	13	2	10	0	52
	学童期以降	158	94	47	75	45	419
	合計	210	121	53	90	48	522
その他児 童福祉 施設児 童数 (C)	3歳未満	0	0	0	0	0	0
	3歳～就学前	0	0	1	2	0	3
	学童期以降	24	15	7	13	6	65
	合計	24	15	8	15	6	68
児童数合 計 (A+B+C)	3歳未満	29	17	5	8	6	65
	3歳～就学前	30	16	7	15	2	70
	学童期以降	204	128	60	97	70	559
	合計	263	161	72	120	78	694
里親等委 託率 (A/(A+B))	3歳未満	13.8%	17.6%	20.0%	37.5%	50.0%	21.5%
	3歳～就学前	10.0%	18.8%	66.7%	23.1%	100.0%	22.4%
	学童期以降	12.2%	16.8%	11.3%	10.7%	29.7%	15.2%
	合計	12.1%	17.1%	17.2%	14.3%	33.3%	16.6%

【表4-10】

最も望ましいと考えられる代替養育先に変更したと仮定した場合の、令和元年 10 月1日時点における代替養育の状況(代替養育種別)及び里親等委託率(児童相談所・年齢区分別)

代替養育の種類		代替養育児童数及び里親等委託率					
		中央	松本	飯田	諏訪	佐久	合計
里親・ファミリーホーム児童数(A)	3歳未満	20	15	4	8	5	52
	3歳～就学前	26	17	7	7	2	59
	学童期以降	45	27	16	30	37	155
	合計	91	59	27	45	44	266
乳児院・児童養護施設児童数(B)	3歳未満	9	2	1	2	0	14
	3歳～就学前	13	2	0	2	0	17
	学童期以降	124	69	36	57	28	314
	合計	146	73	37	61	28	345
その他児童福祉施設児童数(C)	3歳未満	0	0	0	0	0	0
	3歳～就学前	1	1	1	2	0	5
	学童期以降	25	28	7	12	6	78
	合計	26	29	8	14	6	83
児童数合計(A+B+C)	3歳未満	29	17	5	10	5	66
	3歳～就学前	40	20	8	11	2	81
	学童期以降	194	124	59	99	71	547
	合計	263	161	72	120	78	694
里親等委託率(A/(A+B))	3歳未満	69.0%	88.2%	80.0%	80.0%	100.0%	78.8%
	3歳～就学前	66.7%	89.5%	100.0%	77.8%	100.0%	77.6%
	学童期以降	26.6%	28.1%	30.8%	34.5%	56.9%	33.0%
	合計	38.4%	44.7%	42.2%	42.5%	61.1%	43.5%

【表4-11】

5年後、10年後における長野県の代替養育児童数(代替養育種別)及び里親等委託率(児童相談所・年齢区分別)目標

○5年後(R6年度末)

代替養育の種類		代替養育児童数及び里親等委託率					
		中央	松本	飯田	諏訪	佐久	合計
里親・ファミリーホーム児童数	3歳未満	9	5	2	4	4	24
	3歳～就学前	10	6	3	3	2	24
	学童期以降	24	19	8	14	21	86
	合計	43	30	13	21	27	134
乳児院・児童養護施設児童数(B)	3歳未満	17	12	2	3	1	35
	3歳～就学前	17	13	3	9	0	42
	学童期以降	139	79	39	60	34	351
	合計	173	104	44	72	35	428
児童数合計	3歳未満	26	17	4	7	5	59
	3歳～就学前	27	19	6	12	2	66
	学童期以降	163	98	47	74	55	437
	合計	216	134	57	93	62	562
里親等委託率	3歳未満	34.6%	29.4%	50.0%	57.1%	80.0%	40.7%
	3歳～就学前	37.0%	31.6%	50.0%	25.0%	100.0%	36.4%
	学童期以降	14.7%	19.4%	17.0%	18.9%	38.2%	19.7%
	合計	19.9%	22.4%	22.8%	22.6%	43.5%	23.8%

○10年後(R11年度末)

代替養育の種類		代替養育児童数及び里親等委託率					
		中央	松本	飯田	諏訪	佐久	合計
里親・ファミリーホーム児童数	3歳未満	17	11	3	7	4	42
	3歳～就学前	16	13	5	6	2	42
	学童期以降	49	29	15	26	33	152
	合計	82	53	23	39	39	236
乳児院・児童養護施設児童数	3歳未満	8	5	0	0	1	14
	3歳～就学前	10	5	0	5	0	20
	学童期以降	106	64	31	45	19	265
	合計	124	74	31	50	20	299
児童数合計	3歳未満	25	16	3	7	5	56
	3歳～就学前	26	18	5	11	2	62
	学童期以降	155	93	46	71	52	417
	合計	206	127	54	89	59	535
里親等委託率	3歳未満	68.0%	68.8%	100.0%	100.0%	80.0%	75.0%
	3歳～就学前	61.5%	72.2%	100.0%	54.5%	100.0%	67.7%
	学童期以降	31.6%	31.2%	32.6%	36.6%	63.5%	36.5%
	合計	39.8%	41.7%	42.6%	43.8%	66.1%	44.1%

第3節 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

1 現状と課題

(1) 本県の児童福祉施設の現状

長野県には現在14か所の児童養護施設、4か所の乳児院が開設されており、過去10年間の入所状況は【表4-14】のとおりです。（【図4-12】【表4-13】参照）

これらの施設は、戦災孤児を収容するため慈善事業として発足した施設も多く、いずれも長い歴史を有し、制度の変遷を経ながら現在では児童福祉法に基づく施設として地域に根ざした運営を行っています。

乳児院及び児童養護施設では、平成27年3月に策定した「長野県家庭的養護推進計画」に基づき、それぞれの状況に応じて小規模化・地域分散化に向けて計画的に取り組んできました。

ア 乳児院

乳児院は、おおむね1歳未満の乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む）を入院させて養育し、併せて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設です。

現在、県内には4施設が設置されており、令和元年11月1日時点で、定員55人に対して51人が入所しており、入所率は92.7%となっています。

本県の乳児院では、全ての乳児院に里親支援専門相談員が配置されており、児童相談所や広域支援センターと連携して里親のリクルート活動や研修の実施、訪問支援等の委託後における里親等による養育の支援を実施するなど、里親等への委託推進に向けた様々な取組を行っています。

また、地域の市町村等と連携し、産前産後の母子や子育て家庭を対象とした講座の開催やショートステイ事業の実施など、様々な子育て支援事業を実施しています。

イ 児童養護施設

児童養護施設は、乳児を除くおおむね18歳までの保護者のない子ども、虐待されている子どもその他環境上養護を要する子どもを入所させて養護し、併せて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設です。

現在、県内には児童養護施設が本体施設14か所とグループホーム8か所（地域小規模児童養護施設（民家等を活用した小規模な児童養護施設）7か所、分園型小規模グループケア（施設のユニット化）1か所）があります。令和元年11月1日時点で、入所児童数は定員541人（うちグループホーム42人）に対して483人（うちグループホーム43人）で入所率は89.3%となっています。

本県の児童養護施設では、6箇所の施設に里親支援専門相談員が配置されており（令和元年度末現在）、乳児院と同様に里親等への委託推進に向けた取組が行われています。

また、3箇所の児童養護施設に児童家庭支援センターが設置されており（令和元年度末現在）、地域における子育て相談や児童相談所から委託を受けた児童・家庭への指導等を行っています。

乳児院、児童養護施設とも、児童福祉法による措置入所の他に、児童相談所からの一時保護委託や、市町村で実施する、ショートステイ事業の受け入れ先となっており、これらを含めると入所率はほぼ 100%となっている施設もあります。

施設における養育についても、「できる限り家庭的な養育環境の中で行われるようにすべき」との考え方の下、グループホーム等による小規模化・地域分散化が進められています。

小規模化・地域分散化については、施設職員から、「生活環境が家庭に近くなったことにより子どもの生活に落ち着きが出てきた。」「職員との愛着形成が促進された等、子どもの養育上好ましい変化が生じた。」という声が聞かれる一方で、限られた人数でグループケアに当たる職員の負担感の増加や情報共有の困難化等の別の課題も生じています。

ウ 児童自立支援施設

児童自立支援施設は、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、併せて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設です。

県内では松本市に「波田学院」(県立、暫定定員 16 人)が1か所設置されていますが、施設は築 30 年以上経過していることから、老朽化等が進んでおり、子どもの権利擁護の面からも個室化や設備の改修などの環境改善が必要な状況です。

また、近年、非行問題をはじめとする行動上の問題に加え、被虐待児や発達障がい等を有する児童の割合が増加しており、より高度で専門的なケアが必要な児童の入所が増加しています。

エ 児童心理治療施設

児童心理治療施設は、家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を、短期間入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、併せて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設です。

県内では松本市に「松本あさひ学園」(県立、入所定員 30 人、通所定員5人)が1か所設置されており、現在は指定管理者制度により、(社福)長野県社会福祉事業団が運営しています。

施設では、常勤児童精神科医の配置や、心理療法担当職員も多く配置され、医療的・心理的ケアを行う体制が整っており、通所による心理治療等も可能となっています。

松本あさひ学園についても、県内唯一の施設として、近年増加している発達障がい等を有する児童や重篤な虐待により心理的ケアを必要とする児童に対応する専門施設として、より一層の機能強化が必要となっています。

【表4-13】 県内の児童養護施設等の施設名・定員一覧表（令和元年度末時点）

(1) 乳児院

施設名	所在地	認可年月日	認可定員	設置主体
うえだみなみ乳児院	上田市	H23.3.23	9	(福)敬老園
風越乳児院	飯田市	S50.4.1	10	(福)飯田風越福祉会
松本赤十字乳児院	松本市	S29.4.1	18	日本赤十字社長野県支部
善光寺大本願乳児院	長野市	S37.2.1	18	(福)善光寺大本願福祉会

(2) 児童養護施設

施設名	所在地	認可年月日	認可定員	設置主体
軽井沢学園	軽井沢町	H18.3.22	41	(福)法延会
原峠保養園	上田市	S24.9.5	30	(福)原峠保養園
つつじが丘学園	岡谷市	S26.4.1	46	(福)つるみね福祉会
たかざやの里	伊那市	S27.7.1	40	(福)たかざや福祉会
おさひめチャイルドキャンプ	飯田市	S54.12.20	30	(福)長姫福祉会
風越寮	飯田市	S25.3.8	35	(福)飯田風越福祉会
慈恵園	豊丘村	S25.2.27	36	(福)下伊那社会福祉会
木曽ねざめ学園	上松町	S37.6.6	30	(福)木曽社会福祉事業協会
松本児童園	松本市	S25.6.1	45	(福)松本市児童養護協会
三帰寮	長野市	S23.4.10	35	(福)大勸進養育院
円福寺愛育園	長野市	S23.7.1	35	(福)円福会
恵愛	千曲市	S23.8.1	45	(福)八葉会
松代福祉寮	長野市	S27.5.10	52	(福)湖会
飯山学園	飯山市	S25.10.20	41	(福)飯山学園

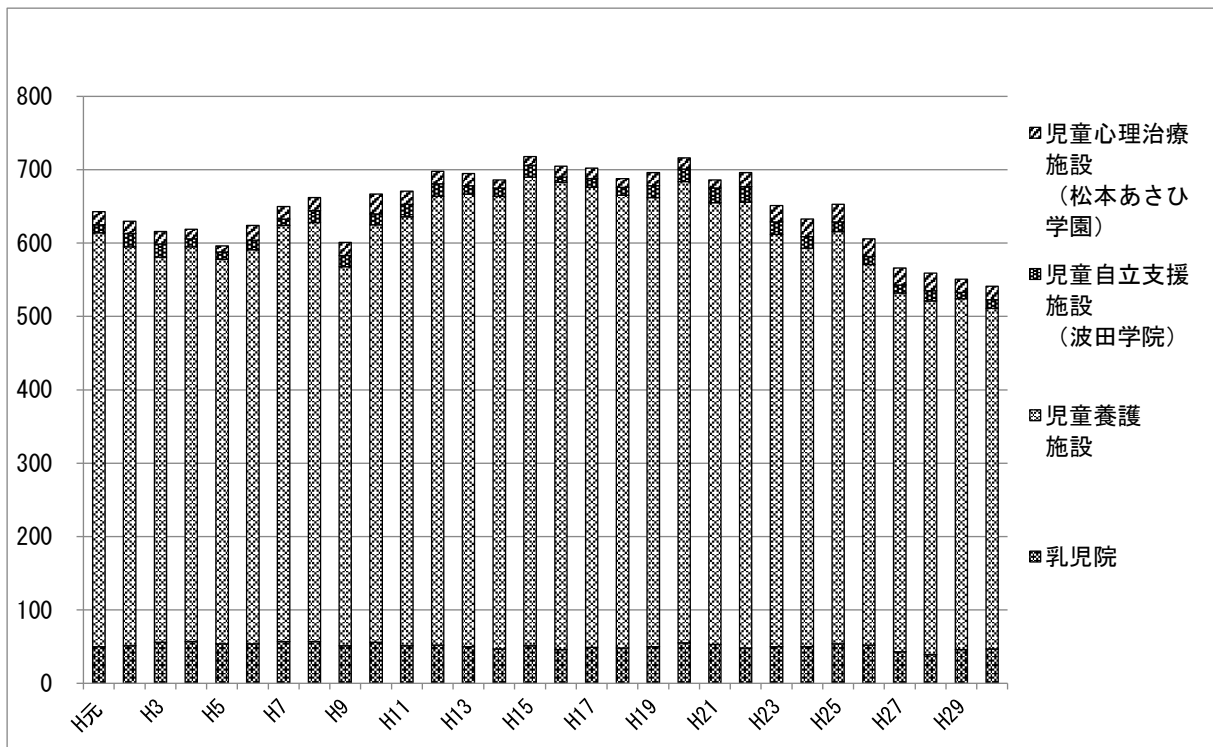
(3) 児童自立支援施設

施設名	所在地	認可年月日	認可定員	設置主体
波田学院	松本市	M42.4.19	27	長野県

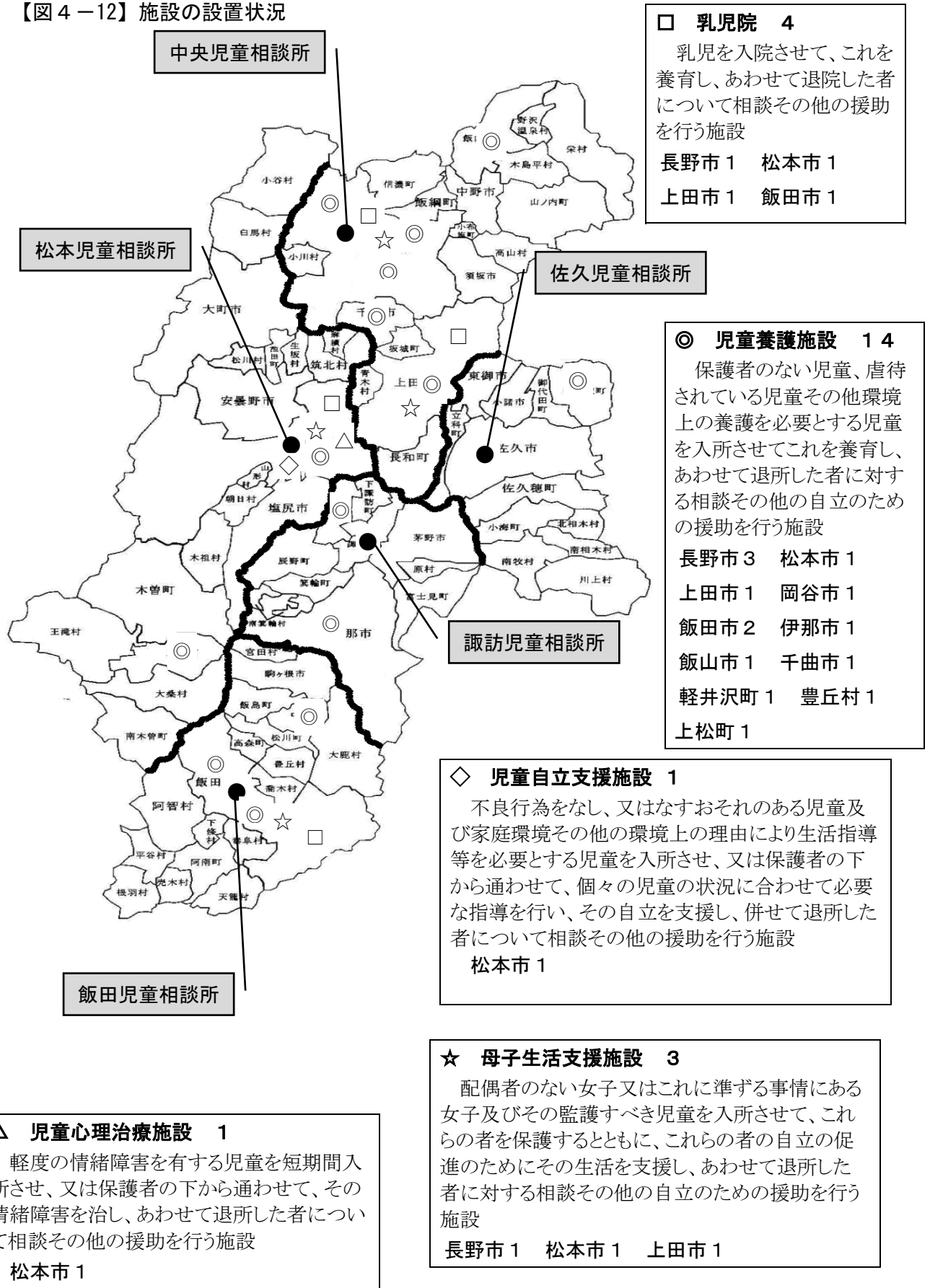
(4) 児童心理治療施設

施設名	所在地	認可年月日	認可定員	設置主体 (運営主体)
松本あさひ学園	松本市	S42.2.1	35	長野県 ((福)長野県社会福祉事業団)

【図4-14】 施設入所児童数の推移



【図4-12】施設の設置状況



(2) 小規模化、地域分散化、高機能化、多機能化・機能転換の状況

ア 小規模化、地域分散化

かつての児童養護施設や乳児院では、多くの子どもたちが集団で生活する形が一般的でした(いわゆる大舎制)。

その後、平成 28 年の児童福祉法改正では、児童は適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立を保障されること等の権利を有することが明記され、施設における養育の場合であっても「できる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。」(児童福祉法第3条の2)とされ、施設についても家庭に近い小規模な生活単位の設定が求められることとなりました。

本県では、平成27年3月に長野県家庭的養護推進計画を策定する中で、各施設の整備計画を取りまとめ、現在まで計画に則って本体施設の小規模ユニット化や少人数で生活する分園や地域小規模児童養護施設の整備を進めてきた結果、施設において小規模な生活単位で家庭的養育を受ける子どもの割合は次第に増加しています。

令和元年 11 月現在では、児童養護施設で本体施設入所者 435 名のうち 235 名(54.0%)、乳児院では同じく51名中 31 名(60.8%)が小規模グループケアで生活しています。

本体施設が昭和 40～50 年代に建築され、老朽化・狭隘化により全面改築の時期を迎えている児童養護施設・乳児院については、これまで計画的に改築を進めてきましたが、改築が完了していない施設もあり、今後の整備が課題となっています。

地域分散化についても、児童養護施設において、今後さらに小規模施設の整備が計画されています。

イ 高機能化、多機能化・機能転換

児童養護施設や乳児院では、専任加算職員(家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員等)の配置が進み、多くの施設で虐待等により発達上の課題を抱えたケアニーズの高い子への支援や里親等への委託の推進に取り組んでいます。**【表4-15】**

乳児院については、里親に係るフォスタリング事業を1か所に委託して実施している他、他の乳児院においても、(1)で述べたとおり市町村や児童相談所等の関係機関と連携しながら、里親等による養育への支援や地域の家庭支援等の独自の取組を開始しています。

また、多くの施設において、施設の定員を上限として、児童相談所からの委託を受け子どもの一時保護を行うほか、近隣市町村との契約によりショートステイ等による子どもの受入れを行う等、市町村との連携した子育て支援に取り組んでいます。

2 推進に向けた基本的考え方

本県の児童養護施設、乳児院等は、いずれも長い歴史と豊富な経験の蓄積を有し、長年にわたって地域に根ざした運営を継続してきました。

家庭養育優先原則のもと、里親等への委託を推進する中で、今後、施設については更にケアニーズの高い子どもの専門的なケアや質の高い養育の提供、さらには里親等に対する専門

的な支援などが求められます。

また、施設が有する専門的な人材、経験、設備等は、広い県土において、社会的養育のみならず地域の子育て支援体制を構築していくためにも不可欠な社会的資源です。そのため、第3章における市町村や児童相談所の機能強化における支援機関としての役割や地域における里親等や特別養子縁組を含む在宅家庭への支援の中心を担うことが期待されています。

このような状況を踏まえ、施設においては、ケアニーズの高い子の養育の場や、児童・家庭支援における専門機関として、職員の専門性の向上や必要な施設の整備に努めていくこととし、具体的には下記の考え方により推進していきます。

(1) 小規模化かつ地域分散化

小規模化かつ地域分散化については、これまでも長野県家庭的養護推進計画に基づき推進してきたところですが、「新しい社会的養育ビジョン」における考え方を踏まえ、その取組をさらに推進していきます。

具体的には、老朽化・狭隘化が進んでいる施設について、改築等の際に小規模化、多機能化等が図られるよう引き続き助言・支援していきます。

なお、推進にあたり、定員の見直しを行う際には、里親等による養育の推進が実現するまでの間、保護が必要な子どもの行き場がなくなることはないよう、十分な受け皿を確保するとともに、児童相談所からの一時保護委託や市町村からのショートステイなどの多様なニーズについても十分踏まえ検討していくこととします。

(2) 高機能化及び多機能化・機能転換

第2節でも述べたとおり、現在、児童の安全確保を最優先とする観点から、一時保護児童が毎年増加しており、一時保護委託先として施設の役割が高まっています。

また、前述した、市町村や児童相談所の機能強化における支援機関としての役割や在宅家庭への支援、さらには退所した児童の自立支援など多様なニーズへの対応が求められています。

取組にあたっては、法人や施設の考え方を十分尊重する必要があることから、小規模化かつ地域分散化と同様に、施設への丁寧なヒアリングや情報提供・助言等を行っていきます。

なお、これらの取組にあたっては、取組が継続・推進されるための安定的な財源の確保が不可欠ですが、高機能化や多機能化・機能転換に係る制度や財源については、現在国が検討や制度構築を行っているところです。

そのため、引き続き国に対し制度の充実や十分な財源措置等について要望するとともにその動向を注視し、国の制度の積極的な活用にも努めてまいります。

3 具体的取組

(1) 施設で養育が必要な子ども数の見込み

第1節「各年度における代替養育を必要とする子どもの数の見込み」で算出した、本県における潜在的需要を踏まえた代替養育を必要とする子ども数の見込み数は、【表4-6】のとおり令和6年度が562人(3歳未満:58人、3歳以上:504人)、令和11年度が535人(3歳未満:56人、3歳以上:479人)です。

ここから、第2節で算出した5年後、10年後における里親等委託率の目標値に基づき、里親等へ委託となる子どもの数を差し引いた、5年後、10年後に乳児院、児童養護施設において養育される子ども数の見込み数は【表4-16】のとおりです。

なお、乳児院、児童養護施設は、児童相談所や市町村等と連携し、保護者支援及び里親等への支援を行うことにより、子どもが家庭復帰または里親委託によって地域で生活できるよう、地域の中核的な役割を担うことが期待されています。

そのため、里親等への委託や家庭復帰を前提とする場合、児童相談所による一時保護及び一時保護委託はできるだけ短期間とし、早期に入所措置に移行したうえで、児童相談所、施設、市町村が連携・支援体制を構築し家庭養育への移行を促します。

特に乳児においては、児童相談所による一時保護及び一時保護委託は原則2週間以内とした上で、早期に入所措置に移行し、児童相談所、乳児院、市町村による連携支援体制を構築するものとします。また、愛着形成に配慮し、できるだけ早期に家庭養育に移行できるようにします。

施設毎の定員設定については、今後、里親等への委託の進捗状況や、国の措置費制度、さらには、小規模化・地域分散化、高機能化・多機能化の進捗状況等も踏まえ、施設の機能が十分発揮されるよう、引き続き施設への丁寧なヒアリングや情報提供を行い、適正に管理していきます。

(2) 小規模化かつ地域分散化

今後も、毎年度各施設の状況を把握するためのヒアリングを実施し、施設が小規模化、地域分散化を推進できるよう、国庫補助制度の積極的な活用や、県予算の確保に努めていきます。

また、小規模化・地域分散化にあたっては、これまで以上に職員の専門性の確保や処遇の充実が不可欠であることから、第6章における人材育成を推進していくとともに、施設を運営する法人と連携し、職員の処遇改善に努めていきます。

さらに、地域分散化にあたっては、地域住民をはじめとして、市町村や学校等の理解と良好な関係の構築が求められます。このため、地域社会において、このような取組に対し理解と支援が十分得られるよう、広報啓発を推進していきます。

(3) 高機能化及び多機能化・機能転換

ア 一時保護

措置入所児童及び一時保護委託児童双方への様々な影響を軽減するとともに、できる限り家庭的で、開放的な環境の下、一時保護が行われるよう、児童養護施設等における一時保護専用施設の設置を推進していきます。

イ 地域における児童・家庭相談機関

施設が有する専門性を生かし、子育て家庭に対する養育相談や保護を行った児童の家庭復帰に向けた支援などの市町村や児童相談所の相談・支援機能を補完する取組や第3章における「市町村子ども家庭支援ネットワーク」における取組を形成する機関としての取組を推進するため、市町村要保護児童対策地域協議会への参画をはじめとする市町村との協働、児童家庭支援センターの設置や児童相談所との協働を積極的に推進していきます。

特に乳児院については、その専門性を活かし、市町村との協働により、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援や地域社会から孤立している家庭へのアウトリーチを通じ、総合的な養育支援施設としての展開を積極的に進めていきます。

ウ 専門的ケアの充実

ケアニーズが高い子どもへの支援が十分行われるよう、心理療法担当職員や看護師等の専門加算職員の配置を引き続き進めるとともに、研修の充実により、施設職員全体の資質向上を図ります。

エ 里親等への委託における支援機関

第2節の「里親等への委託の推進」において記載されているとおり、乳児院や児童養護施設における里親支援専門相談員の配置をさらに進めるとともに、乳児院については、平成30年度から1施設に委託している、包括的里親支援業務の今後のあり方を含めた方向性について検討します。

オ 自立支援

第5章における「子どもの自立支援の推進」における中心的役割を担う施設として、施設退所後のアフターケアや各種支援の充実について検討を行います。

(4) 児童心理治療施設、児童自立支援施設における取組

これらについては、「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」において、「ケアニーズの非常に高い子どもへの対応など、その性質や実態等に鑑み、国において、小規模化・多機能化を含めたその在り方について、当事者やその代弁者、有識者、施設関係者と意見交換を十分に重ね、その結果を踏まえ、施設の運営や新たな設置(改築)についての方向性を示す。」とされていることから、国の動向を注視しつつ、子どものケアニーズに十分応える施設となるよう引き続き検討してまいります。

【表4-15】児童養護施設・乳児院における専門職員の配置状況(R1.10 現在)

	全施設数	家庭支援専門 相談員	里親支援専門 相談員	心理療法担当 職員
乳児院	4	4	4	1
児童養護施設	14	25	6	14
合計	18	29	10	15

【表4-16】乳児院、児童養護施設において養育される子どもの見込み

	R1.10(現状)	R6	R11
3歳未満	51	35	14
3歳～就学前	52	42	20
学童期以降	419	351	265
合計	522	428	299

4 評価指標

評価指標	現況値	目標値	
	平成 30 年度	R6年度	R11 年度
乳児院・児童養護施設におけるグループホーム数	8	19	31

評価指標	現況値	目標値	
	平成 30 年度	R6年度	R11 年度
市町村要保護児童対策地域協議会に、いずれかの乳児院・児童養護施設が参画している市町村数(再掲)	12	44	77

第5章 子どもの自立支援の推進

1 現状と課題

児童養護施設や里親等の代替養育の下で育った子どもが自立する際には、様々なケースがありますが、大学等への進学やその後の就職において、様々な生活又は就業上の問題について、自らの努力で生活基盤を築いて自立していくことが少なくありません。

そのため、金銭的問題や対人関係の問題などに対し、必要な相談や支援が行われるよう、下記のような取組が行われています。

(1) 児童養護施設

現在、児童養護施設の退所者については、退所児童の自立支援が施設の業務と位置付けられていることもあり、退所後も施設からメールや SNS、施設のイベントなどへの招待、職員の訪問等により、退所者とのつながりを維持できるよう、様々なアフターケアに努めています。

また、県では、「児童養護施設退所者アフターケア促進事業」を平成 31 年度から実施し、児童養護施設が退所児童のアフターケアを行う際の経費（職員の訪問先への交通費、旅費日当、通信費等）について、支援を行っています。

(2) 自立援助ホーム

自立援助ホームは、義務教育を終了した 15 歳から 20 歳未満（条件により 22 歳まで）の主に児童養護施設等を退所した子ども等が入所し、自立を目指す施設で、現在、県内には 2 箇所設置されています。

自立援助ホームでは、自立に向けた生活援助や、就業支援などが行われており、18 歳で退所となる児童養護施設を退所した子どもにとって、重要な受け皿となっています。

(3) 経済的支援

本県では、国の交付金等を活用し、児童養護施設や里親等の下で養育を受けた子どもたちを対象に、下記経費について貸付、給付を行っています。

○児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業

進学・就職後の家賃や生活費や、自立前の資格取得費について、貸付を行っています。これらはいずれも 5 年間就業を継続した場合、返還が免除されます。

○普通自動車免許取得費の給付（長野県独自）

大学等への進学、又は就労した児童が普通自動車免許を取得する費用の一部として、一人あたり 10 万円を給付しています。

○寄附金活用長野県飛び立て若者奨学金

高校卒業後、大学、短期大学、専門学校等に進学する児童で、満 21 歳に達する年度まで月額 5 万円と入学一時金で 10 万円給付しています。

(4) 身元保証

児童養護施設や里親等の下で養育を受けた子どもたちが、その後の就職、住宅等賃借、大学等に進学する際には、施設長や里親等が保護者等に代わり身元保証人となるケースがあります。

県では、身元保証に係る保険料を負担することでこの制度を支援しています。

これらのうち、児童養護施設を退所し自立する児童への支援については、現在、児童養護施設の職員が、普段の業務の中で時間を確保し実施しています。自立支援を専門とした職員の確保は難しいことから、限られた時間と経費の中で支援が行われています。

一方、里親等から自立する児童への支援については、里親個人の善意による支援に委ねられている部分が多く、十分な支援が可能となる体制づくりが必要とされています。

また、これらの児童については、経済的基盤が脆弱であることから、将来の進路選択において、選択肢が狭まるケースも見受けられます。【表5-1参照】このため、代替養育の下で育った子どもたちが、希望する進路を選択できるための更なる経済的支援が求められています。

2 推進に向けた基本的考え方

代替養育により育てられた子どもの自立支援にあたっては、正確な実態・課題の把握に努めるとともに、入所(里親委託)中から退所(委託解除)後まで継続な自立支援を行います。

また、必要とされている自立支援策の充実を図り、自立後も継続して生活が円滑に営めるよう支援していきます。

併せて、子ども自身が夢や目標を持ち、そこに到達しようとする意欲につながるよう、将来の自立を見据えて、入所中、里親等への委託中における児童に対する自立支援の充実や学習環境の充実を図り、生活スキルや社会スキルを身につけ、子どもの進路について、相談、助言ができるような体制を構築します。

なお、これらの取組にあたっては、支援の主体となる施設や里親等の意見も十分踏まえ、検討していきます。

3 具体的取組

(1) 自立支援事業の充実・周知

本県独自に実施している児童養護施設アフターケア促進事業について、効果や課題を検証し、事業の改善に努めるとともに、国の制度等を活用した各種給付・貸付事業については、制度が十分活用されるよう、関係者等に対する積極的な情報提供等や申請等における支援を行います。

また、自立後における子どもの権利擁護や福祉の向上といった観点から、未成年後見人制度による保護が必要と認められる児童については、児童相談所等において本制度の積極的活用を検討していきます。

(2) 入所中、委託中の自立支援の充実

児童が自立する上で必要となる学力を保障するため、通塾を推進するとともに、退所前の子どもに対し、自立に向けたスキルの習得や、進学、就職の相談、支援計画の策定などを専門に行う自立支援コーディネーターを児童養護施設に配置できるよう検討します。

また、児童養護施設や里親等を対象とした研修会において、自立支援に係る研修を充実し、支援者のスキルの向上を図ります。

4 評価指標

評価指標	現況値	目標値	
	H31 年度	R6年度	R11 年度
代替養育を受けていた子どもの大学等進学率(%)	32.4 (暫定:H30)	54	全県の進学率と同水準

【表5-1】

高校卒業時に代替養育を受けていた子どもの進路状況

		H26	H27	H28	H29	H30
児童養護施設 里親 ファミリーホーム	進学	21.1%	18.8%	19.4%	26.7%	32.4%
	就職	76.3%	81.3%	77.4%	73.3%	56.8%
	その他	2.6%	0%	3.2%	0%	10.8%
全県	進学	75.1%	75.5%	75.6%	75.8%	74.9%
	就職	18.4%	18.8%	18.6%	18.7%	19.2%
	その他	6.5%	5.7%	5.8%	5.5%	5.9%

第6章 子どもの養育を地域で支えるための人材育成

1 現状と課題

(1) 市町村職員

平成28年の改正児童福祉法において、地方公共団体は、

○児童の保護者とともに児童を心身ともに健やかに育成する責任を負うこと。

○児童が「家庭」において養育されるよう保護者を支援すること。

○児童が家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合は、児童が「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、また、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合は、児童ができる限り「良好な家庭環境」において養育されるよう、必要な措置を講ずること。

と規定され、一般家庭への養育支援から代替養育までの社会的養育を充実することが地方公共団体の責務となりました。

基礎自治体である市町村には、子どもと家庭の個別的支援ニーズを適切に把握し、それに応じた適切な支援を構築するソーシャルワークが求められており、2022年度までに市町村子ども家庭総合支援拠点を構築することが努力義務となっています。

これらの役割を担う市町村職員の人材育成については、平成29年度から県が市町村要保護児童対策地域協議会の調整担当者に対する研修の実施主体として位置づけられたところであり、現在、本県では年5回の研修を通して専門的知識やスキルの習得に努めています。

市町村では、特に、小規模の町村において、相談援助を担う福祉の専門職員の確保・育成が難しい状況があり、早期に人材の確保・育成が行われるしくみを構築する必要があります。また、市町村子ども家庭総合支援拠点の設置を踏まえ、ソーシャルワークを含めた幅広い専門性の修得が求められています。さらに、家庭養育推進のために、養子縁組や里親等への委託についても、市町村が積極的に取り組めるよう、研修等の充実が求められています。

(2) 県(児童相談所)の職員

県は、前述した児童福祉法における地方公共団体の責務に加えて、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、専門的な知識及び技術並びに市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な業務として、一時保護や施設入所等の行政処分としての措置等を行うことが役割として規定されています。

児童相談所職員の人材育成については、所長研修(子どもの虹情報研修センター)、児童福祉司スーパーバイザー研修(子どもの虹情報研修センター)、児童福祉司の任用前研修・任用後研修(県)が義務化され、それぞれの職種に必要な専門性の修得ができる体制が出来ています。また、子どもの安全を確認するための立入調査や臨検捜索の方法を実践的に学ぶ県警との合同訓練を年1回実施しています。

児童相談所職員については、児童虐待への相談対応件数が増加している中で、児童虐待の判断、重篤な児童虐待ケースに対する一時保護や親子分離の必要性の判断、親子再統合に向けた家庭支援などの個別のケースワークに関する高度な専門性が必要であり、職員のスキルアップが求められています。また、これらの専門性の習得には、実例を通じた研

修が不可欠であり、これらの課題をどのように研修内容等に反映していくかが、大きな課題となっています。

また、児童相談所の職員については、国の「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、児童福祉司等の専門職員を順次増員していく必要があり、実践対応力を身に着けた職員の確保が大きな課題となっています。

(3) 児童福祉施設の職員

平成 28 年改正児童福祉法では、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合は、児童が「できる限り良好な家庭環境」において養育されるよう、必要な措置を講ずることが規定されており、これらは、地域小規模児童養護施設や分園型グループホームケアを指しています。

児童養護施設や乳児院等で養育される子どもたちの多くは、実父母等との生活において虐待などの不適切な養育を経験してきたこと等に起因するトラウマ関連障がいやアタッチメント(愛着)に関する問題を抱えていることが少なくありません。このため、施設での養育は、子どもの抱える生活課題や発達課題を明確にし、職員と子どもとの間の愛着形成を土台として、問題等の解決や軽減を意図しつつ生活支援を行うという治療的養育の実践が求められます。また、施設は、入所機能のみならず、児童相談所や市町村を補完する役割として、アセスメント機能、相談・通所機能、在宅支援機能及び里親等支援機能を付加するなど高機能化及び多機能化・機能転換、小規模化かつ地域分散化を通じて「地域の社会的養育を支える専門的な拠点」への変革が求められています。

児童養護施設・乳児院の職員に対する研修は、それぞれの施設や児童福祉施設連盟において新規に採用された職員を対象に新任研修を実施している他、県においては、施設長、基幹的職員、一般職員のそれぞれを対象とした研修を実施しています。

一方で、近年は、福祉分野における人材確保が非常に困難な状況が続いており、職員確保・育成・定着が大きな課題となっています。

(4) 里親等

里親等に対する研修は、平成 21 年度から養育里親と専門里親について義務化されるとともに平成 29 年度から養子縁組里親の法定化と研修の義務化が図られています。研修は、国の実施要綱に基づいて県が実施する登録前研修・施設実習があり、里親登録後は 5 年ごとに更新研修を受講し、この研修の中で里親に必要な知識・スキル等を修得する仕組みとなっています。

里親等に委託される子どもたちの多くは、施設で養育される子どもと同じように実父母等との生活において虐待などの不適切な養育を経験してきたこと等に起因するトラウマ関連障がいやアタッチメント(愛着)に関する問題を抱えていることが少なくありません。このため、里親には、施設職員と同様に、子どもの特徴を受容しながら子どもとの愛着形成を十分図り、年齢に応じて子どもの自己決定を尊重しつつ、子どもの状態に配慮しながら自立を支援していく養育力が求められます。子どもの特徴を受容していく過程において、里親には大きな負担がかかる場合が多く、これらの段階を乗り越えていくための実践的な研修とサポート体制が必要となっています。

里親については、今後の社会的養育の推進にあたり、さらに役割が大きくなることから、

その確保・育成は本計画においても、重要な位置づけとなっています。

2 推進に向けた基本的考え方

現状と課題で述べたとおり、現在、社会的養育分野において、専門的な人材の確保・育成は、児童虐待相談への対応件数の増加と相まって、大変重要な課題となっています。

そこで本県では、官民が一体となって人材確保から育成までを行うシステムの構築を目指します。このシステムでは、県・市町村などの行政、人材の養成を担う大学等の教育機関、社会的養育の中心となる児童福祉施設や里親等、さらにはこれらを支援する関係機関が相互に連携・協力して、専門的な人材の確保・育成を目指します。

システムの構築にあたっては、関係者によるシステム検討会(仮称)を設置し、現状の人材確保から研修における課題を整理・分析するとともに、これらの機関が連携・協力して実施する具体的な取組について検討し、実践可能なものから順次実施していくこととします。

3 具体的取組

(1) 関係者による人材確保・育成システム検討会(仮称)の開催

令和2年度から人材確保・育成システム検討会(仮称)を設置し、市町村、児童相談所、児童養護施設・乳児院の職員の確保、さらには里親を含めたこれらの職員の研修体系や関係機関が連携して実施する研修の充実等について、検討します。

具体的には

- 県と市町村が共同して実施する専門職確保の取組
- 児童養護施設等の職員確保における教育機関等との連携
- 関係機関の連携による実践研修の充実

など、人材確保から育成に至るまでの様々な方策について、先進事例の学習などを通し、検討していきます。

なお、里親の確保については、第4章第2節「里親等への委託の推進」における取組を推進します。

(2) 人材確保・研修の充実

(1)における検討会において検討した事項については、最終的な報告前であっても、実践可能な取組について、可能な範囲で試行・実践していきます。

4 評価指標

評価指標については、具体的取組における検討結果を踏まえ、今後効果測定に適切な指標を設けるものとします。

第7章 計画の推進体制及び留意事項

1 計画の推進体制

本計画を着実に推進するため、社会福祉審議会児童福祉専門分科会において、前年度の評価指標等の進捗状況について確認・検証を行い、推進に向けた課題や具体的施策等について検討します。

なお、社会福祉審議会児童福祉専門分科会における検証・検討結果については、児童相談所をはじめとする各関係機関等に広く周知を行い、関係機関が連携して本計画の推進に努めることとします。

2 留意事項

前期計画の最終年度である令和6年度に、評価指標等の進捗状況についての総合的な検証・評価を行い、必要に応じて評価指標における目標値を含む計画内容の見直しを実施します。

なお、上記以外の年度であっても、社会状況等の変化により、目標値の見直し等が必要となった場合には、社会福祉審議会児童福祉専門分科会において十分検討を行い、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

【用語解説】

あ 行	
愛着	主に乳幼児期において、一貫して特定の大人(多くの場合は、保護者や里親)が養育にあたることで形成される心的発達。
愛着関係	養育者と子どもが適切な関わりを積み重ねることにより、絆を形成すること。
新しい社会的養育ビジョン	平成 28 年児童福祉法改正の理念を具体化するため、平成 29 年8月に厚生労働省設置の有識者会議が、今後の社会的養育の在り方や、それらの実現に向けた改革の工程等を取りまとめたもの。
アドボカシー	自己の権利を表明することが困難な状態の者に代わり、代理人が権利を表明するとともに、思いや不満を受け止めた上で情報を提供するなど意見の形成を援助し、本人が解決することをサポートすること。
親子再統合	親子分離を行った後、様々な支援機関が関与するなどして、親子との信頼関係のもと親子が安心安全な環境で再び一緒に生活できるようにする取り組み。
親子分離	虐待や保護者の生活困難等を受け危機的状況にある子どもとその家族に対し、どうしても在宅での援助が困難であると判断した場合に、児童相談所が里親委託や施設入所の措置を採ること。
か 行	
家庭支援専門相談員 (ファミリーソーシャルワーカー)	乳児院や児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設に配置が義務づけられている専門職員で、児童相談所等との密接な連携のもと、入所児童の早期家庭復帰、里親委託等を目的として相談・指導を行っている。
家庭養育優先原則	保護者の虐待等により、子どもが家庭で適切な養育を受けられない場合において、関係機関等が適切な支援を行うことにより子どもが家庭生活を継続できるようにすることを優先すること。 子どもが家庭を離れることとなった場合においても、家庭に近い環境での養育を推進するため、養子縁組や里親・ファミリーホームへの委託など家庭における養育環境と同様の養育環境において、養育されることを原則とする考え方。
ケアニーズ	子どもへの個別的支援の必要性
コミュニティワーク	行政機関を含む様々な機関や地域住民等がその地域で生じている課題にそれぞれの主体が役割を持ち組織的に取り組めるよう問題解決に必要な資源の調達やネットワーク化を行う社会福祉援助技術。
さ 行	
里親会	里親(未委託里を含む)の資質向上や里親制度の普及促進等を目的として、里親相互の交流や研修会等の活動を行う任意組織。里親の養育技術の向上や相互援助において大きな役割を担っている。H29.3 末現在で全国に 66 団体(全国里親会登録団体数)あり、長野県においては R.2.3 末現在で6団体ある。
里親支援機関	国が定める「里親養育包括支援事業実施要項」第3に掲げる事業(里親制度等普及促進事業・里親委託推進等事業・里親トレーニング事業・里親訪問等支援事業・共働き家庭里親委託促進事業)を行う里親会、児童家庭支援セン

	ター、児童養護施設、乳児院、NPO 法人等を指す。
里親支援専門相談員	児童養護施設または乳児院に配置される専門職員で、児童相談所の担当職員などと連携して、所属施設の入所児童の里親委託を推進するための各種調整や里親の新規開拓や、里親向けの研修、アフターケアとしての相談対応などを行う
里親サロン	主に養育中の里親が集まって、日々の養育の悩みなどを話し合うことで、課題解決をはかる取組。運営は主に里親会等が担っているが、児童相談所の児童福祉司や里親支援専門相談員が里親サロンに加わることもある
参酌基準	法令で国が定めた基準のうち、条例等の制定に当たり、自治体が十分に参照しなければならないとされている基準。この基準を十分参照した結果であれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは可能とされている
児童心理司	児童福祉法 12 条の3第6項で定められた要件を満たし、児童相談所で子ども、保護者等の相談に応じ、心理診断や心理療法、カウンセリング等の業務を行う職員
児童相談所の介入機能と支援機能	児童虐待への対応時において、児童相談所が有する2つの機能で、安全確保のため、保護者から児童を一時保護する機能を「介入」と、保護者の不適切な養育を改善するための援助を行う「支援」の2つの機能を指す。
児童相談所広域支援センター	長野県において、児童相談所が日常的な虐待相談対応等に集中できる体制を確保するとともに、里親委託等を推進するため、平成 28 年4月から中央児童相談所に設置している県機関。各所の特殊困難事例や里親に関する共通専門業務等を集約し、支援・実施している
児童福祉司	児童福祉法 13 条で定められた要件を満たし、児童相談所で子どもの福祉に関する相談に応じて、子どもや保護者等に必要な支援・指導等の業務を行う職員
社会資源	福祉の分野において、利用者がニーズを充足したり、問題解決するために活用される各種の制度・施設・機関・設備・資金・物質・法律・情報・集団・個人の有する知識や技術等の総称。
集中的在宅ケア	虐待等により支援が必要な家庭のうち、虐待のリスクが高く、様々な社会的支援を集中的に行う取組
小規模ユニット化	児童養護施設等における生活形態で、グループ定員が6～8人で、これを1つのユニット(生活単位)として生活する形態。それぞれのユニット毎に、子どものための居室と居間、キッチン、浴室、トイレ等生活に必要な共有設備を有している
ショートステイ	保護者の都合により、児童の養育が一時的に困難になった場合、児童養護施設や乳児院等において、児童を一定期間預かる市町村のサービス。短期入所生活援助事業とも呼ばれる。

女性相談所	売春防止法第 34 条に基づき、各都道府県に必ず 1 つ設置されている行政機関で、婦人保護事業の中で女性に関する様々な相談や配偶者間の暴力に関する相談・保護も行っている。平成 13 年 4 月に成立した配偶者暴力防止法により、配偶者暴力相談支援センターの機能を担う施設の一つとしても位置付けられている
自立支援コーディネーター	児童養護施設において、児童の施設入所中の自立に向けた準備から施設退所後のアフターケアまで総合的な自立支援を担う専門職員
親族里親	保護者等が死亡や行方不明などにより養育できなくなった場合に、民法上の扶養義務者が里親として児童を養育する制度
スーパーバイザー	児童相談所において、適切な対応や機関連携のあり方、ケースの進行管理等の検討を通じ、部下職員や関係機関等に適切な助言・指導を行う、指導的立場にある児童福祉司・児童心理司。
ソーシャルワーク	社会的な問題・課題の解決を援助するための社会福祉の実践的活動。それぞれの持つ関係に注目して、社会の仕組みを使って、日常生活を送るうえでのさまざまな不安や困りごとの解決に向け支援すること。
た 行	
代替養育	保護者のいない児童や、保護者がいても何らかの理由で育てることが困難な児童など、保護や養育を必要とする子どもに対し、行政の責任で保護・養育を行うしくみのこと。里親による養育、児童養護施設等での養育等がこれにあたる
特定妊婦	出産後の子どもの養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のことをいう。具体的には、予期せぬ妊娠や収入基盤が安定しないこと、複雑な家族構成、親の知的障がい・精神疾患などで養育の困難が想定される場合などが該当する
特別養子縁組	保護者のいない子どもや実親による養育が困難な子どもの養育に法的安定性を与えることにより、子どもの健全な育成を図るもののうち、戸籍の記載が実親子と同様の関係をとるもの
トワイライトステイ	保護者が、仕事などの理由により平日の夜間または休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難な場合に、児童養護施設等において一時的に当該児童を預かる市町村のサービス。夜間養護等事業とも呼ばれる
な 行	
にんしん SOS ながの	予期せぬ妊娠等に関する悩みを抱える人に対し、産前産後母子支援コーディネーターが 24 時間 365 日電話、メール、SNS 等で相談に応じ、各種支援に繋げるためのコーディネート等を実施する県の事業
は 行	
パーマネンシー保障	実親による養育が困難な子ども（要保護児童）に対する永続的かつ安定した養育環境を、できる限り早期に保障するという考え方。具体的には、施設や里親ではなく、恒久的な家庭としての特別養子縁組による永続的解決を指す

や 行	
養育里親	様々な事情により家族と暮らせない子どもを一定期間自分の家庭で養育する一般的な里親。原則として子どもが 18 歳になるまで養育を行うが、あらかじめ期間を決めて短期間の養育を行う場合や、養育期間中に家庭復帰となる場合もある
要支援世帯	福祉分野において、行政等の支援機関による何らかの支援を必要としている要支援者のいる世帯
要保護児童対策地域協議会	被虐待児童をはじめとする要保護児童の早期発見、適切な保護や支援を図るため、関係機関が情報や考え方を共有し、適切な連携のもとで対応することを目的として協議を行う組織
ら 行	
臨検搜索	児童の保護者が児童相談所の出頭要求や立入調査等に応じず、「児童虐待が行われている疑いがあるとき」に、児童の安全確認と安全確保のために、裁判所の許可状を受けて強制的に自宅等の現場に立ち入り検査を行ったり(臨検)所在が分からない児童を発見するための活動を行ったり(搜索)する行為
英 字	
OJT	「On-The-Job Training」の略称で、通常の業務の中で、上司や先輩が教える側となり、部下や新人に対し業務を遂行する上での実践的な知識やノウハウを伝える手法
SDGs(持続可能な開発目標)	2015 年9月に国連持続可能な開発サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 年アジェンダ」に盛り込まれた 17 の目標と 169 のターゲット

【参考1】「社会的養育推進計画の策定に向けた地域懇談会」における子どもの意見

児童養護施設に入所している子どもや里親宅で養育されている子ども(自立後の退所者を含む。)を対象とした地区懇談会を県下2か所で開催し、自身の養育に関する様々な意見を伺いました。

子どもたちを年齢と生活の場によってグループを分け、3つのテーマに沿って大人が進行しながら意見を出してもらいました。

○開催日・場所 令和元年8月19日(伊那市内)、令和元年8月21日(千曲市内)

○参加子ども数 計43名

○開催にご協力いただいた大人のみなさん

NPO法人子ども・人権・エンパワメントCAPながのの皆様、山本京子様(元県こども・若者担当部長)

児童養護施設職員、里親、ファミリーホームの養育者の皆様

児童相談所、県こども・家庭課児童相談・養育支援室職員

○当日会場での子どもたちから出された意見(抜粋)

【テーマ1 どこで、どんなふうに暮らしたいか】

子どものグループ	主な子どもの意見
児童養護施設 (小学生・中学生)	自分の家で暮らしたい。家族と暮らしたいから。みんなで暮らしたいから。 施設で暮らしたい。一人で生活したいから。 施設でも自宅でもどちらでもいい。 自宅だと施設にいるより自由に行動できる。施設に行くといろいろな人達がい て、心をケアできない。 施設だと他の人との関わりが増え、交流できる。自宅だと施設ではできないことな どをできる。 門限をなくしてほしい。やるって言ったことを先延ばしにしないでほしい。 施設なら一人一人の子どもにもっと真剣に関わってほしい。 お小遣いを増やしてほしい。 ルールが少し多い。 部屋のカギがほしい。一人部屋がほしい。 友人を呼べない。 スポーツのできる職員が増えてほしい。 職員がもっと人の気持ちを知ってほしい。
児童養護施設 (高校生・退所 者)	行事がたくさんある。いろいろなところから招待される。 自分の出身地ではできないことができたりする。 正しいことは、しっかり伝えてくれる。 悩み事があると聞いてくれる。 その地域にいる人と仲良くなれる。

	<p>みんなと仲良く暮らしていきたい。</p> <p>人との関わりが増えた。</p> <p>友だちの家に遊びに行かなくても、施設の中で、友だちと遊べる。</p> <p>暴力や嫌なことがない、安心できる生活</p> <p>頼んだことをやってくれる。</p> <p>衣食住が揃っていて、自由に外出ができ、月にお小遣いももらっていて、特に困っていることはない。</p> <p>日常の中で料理をできるようにしてほしい。</p> <p>県内で一人暮らしをしたい。</p> <p>将来が保障された暮らしがしたい。</p> <p>グループホームで生活したかった。</p>
ファミリーホーム・里子	<p>遊びに行く時の交通費を負担してくれる。</p> <p>自分の夢をかなえたい。</p> <p>いちいち注意されたくない。小さいことは別にいいじゃん。</p> <p>少しのことでけんかしちゃう。けんかをなるべく減らしたい。</p> <p>状況の変化(人の出入り)がすごく困る。</p> <p>けんかの少ない生活にしたい。</p> <p>大人(夫婦)のけんか聞くのがつらい。</p> <p>みんな公平に。</p> <p>大人のほうから、発信して。</p>

【テーマ2 里親宅での暮らしをどう思うか】

子どものグループ	主な子どもの意見
児童養護施設 (小学生・中学生)	<p>施設より里親さんの方がいい。</p> <p>親が嫌いだから、里親のところに行って新しい家族として過ごしたい。</p> <p>里親さんの方が人数が少なくて、静か。</p> <p>里親さんは自分の意見を聞いてくれる。</p> <p>普通の生活ができる。</p> <p>暮らしてみたい気持ちはある。いろいろな経験ができる。</p> <p>家に関わりたくないから。家族に会いたくないから。</p> <p>ペットが飼える。</p> <p>今の施設でもいいと思う。帰省して家族に会える。たくさんの人と旅行に行ける。</p> <p>施設だと自分の家と違って、いろんな人と関わり合える。</p> <p>他の人と交流できるし、何か頼めば聞いてくれること。</p> <p>里親宅での暮らしで知らない人と行動するのは、プレッシャーになり、親と交流する時もぎくしゃくする。</p> <p>意見が食い違い、大人と子どもがぶつかることがある。</p> <p>あまり行きたくはない。初めて知り合った人と一緒にいるのは、気まずい。</p>

	施設のほうが楽しいから。
児童養護施設 (高校生・退所者)	<p>自分の親ではないので、気を使ってしまい、ストレスが溜まってしまいそう。</p> <p>自分の本当の親ではないので、遠慮し過ぎて疲れそう。</p> <p>里親さんと施設のどちらがいいかと聞かれたら、私は施設がいい。</p> <p>時間をかけて仲良くなったとしてもけんかした時に、施設だと職員が入れ替わるので、一度、心を入れ替えることができるが、里親だとずっと同じ人で難しい。</p> <p>里親の人を「お母さん」「お父さん」と呼びたい。</p> <p>里親に行きたかった。</p> <p>子どもにとって生活する選択が増えるという意味で、良いと思う。</p>
ファミリーホーム・里子	<p>前の場所より、今の親のほうがやさしいし、暴力がないからいい。</p> <p>自分を見てくれる大人がずっといるから、信頼関係ができる。</p> <p>「どうかな。」と聞いてもらえるとすごく助かる。</p> <p>「お母さんって、呼んでいいからね。」と言ってもらうと使いやすい。</p> <p>不登校児に理解があるから、無理せず、学校に通える。</p> <p>同年代の子が入ってきた時、合わなくて大人に言ったら、今回は事前に聞いてくれた。</p> <p>里親さんどう話すか。初めのうちは気を使う。</p> <p>話しかける時、名前を呼べないと話ができない。</p> <p>里親家庭に新しいメンバーなので気を使う。</p> <p>突然いっしょに暮らすことになる。その人と常に一緒に行動する。</p> <p>「敬語、使わなくてもいいよ。」って言ってもらうと話しやすい。</p> <p>小さい子の面倒を見ないといけない。</p> <p>ファミリーホームの近くの学校に転校しないとけない。</p> <p>楽しいことがいっぱいできる。楽しいことが毎日ある。</p> <p>友だちに誘ってもらったり、誘ったりする。</p> <p>お小遣いを増やしてくれる。習い事ができる。</p> <p>遠くまで遊びに行けるようになった。自分の好きなところへ連れて行ってしてくれる。</p> <p>学校帰りに友だちと遊びに行ける。友だちと遊べる。友だちの家に行く。</p>

【テーマ3 子どもの意見は尊重されているか】

子どものグループ	主な子どもの意見
児童養護施設 (小学生・中学生)	<p>大切にされている。</p> <p>言っているけど返事がない。</p> <p>自分がしてほしいことを聞いてくれて、少し遅れても実行してくれる。</p> <p>無理そうな意見は、その場で拒否されるか、できそうなことはその場でやるか、後日、この日にやると言われる。偉い人に極力言うようにすると話が早く進む。</p> <p>職員の中には、自分の考えで、子どもの考えを否定する職員もいる。子どもでも物事を考えているから一緒に考えてあげてほしい。</p>

	<p>子どもの意見は大切にされている。職員から「どう思う？」と聞いてくる。 意見を言っているのに、考えてくれない。悪口を言われる。 先生(職員)が、すぐに退職してしまう。 「私、聞く気ないから。」と言う職員がいる。 中学生・高校生の話は無視される。 職員の間関係がある。</p>
児童養護施設 (高校生・退所者)	<p>施設の職員に定期的に相談して「こうしてほしい。」と言って、聞いてくれているので、尊重されていると思う。 聞き手の先生(職員)によって違う部分があると思う。他の先生にも相談してほしい。 「こうしてほしい。」と言った時にすぐに返事が返されないのは、少し困る。 話しをしている時に、最初から否定から入られるのは、いや。 意見は、尊重されていない。 意見箱を使用して、その後の会議で別の先生から言い訳じみた答えが返ってきた時があった。意見箱の意味がないかも。 まず、最後まで話を聞いてほしい。その後、受け入れてほしい。そこから無理な理由を述べて、ちょっとずつ否定してほしい。 「無理。」ではなく、「そうか。」と、まず、受け止める。 みんなの意見を大切にしているのは分かる。 都合のいい意見は聞くけど、都合の悪い意見は聞いてくれない。 職員に言いたいことが届いていない。 正直、言いづらい環境にある。 悪い事をしてしまった時に自分のことを聞いてくれるか心配。</p>
ファミリーホーム・里子	<p>まあまあ、聞いてもらっている。 わかってくれる人は、わかってくれる。しつこく聞く人もいる。 自分の事情はあまり話したくない。言いたくないけど、わかかってほしい。これを世の中の人に尊重してほしい。 「困っているんだね。」「じゃあ。向こうで聞くよ。」と言ってもらえる。相談したら「ちょっと休んでみたら。」と言ってもらえた。 聞いてくれる時と聞いてくれない時がある。今は聞いてくれることが多くなった。 察してほしい。分かかってほしい。 ただ、話を聞いてほしい。アドバイスはいらない。ほしい時は言うから。 自分のことは、自分で決めたい。 同年代の子と一緒に行動しなきゃいけないのをいやとは、言いづらい。「こうしてね。」「これはどう。」と一人一人に聞いてほしい。 お父さんには、もうちょっと聞いてほしい。 子どもの方ががまんする。気を使って言えない時もある。 大人から言われると腹が立つ。途中で口を挟まないで。 学校のこととか言いにくい。</p>

意見を聞いてもらえたって思ったことがあまりない。
「大人の意見に合わせるなら、いいよ。」と言われる。
見たいものを見たい。例えば映画とか、自分ががまんする。
「なんで引っ越してきたの。」「なんで本当の親はいないの。」って、聞かれる。
自分の行動をうまく伝えることができない。
小遣いを増やしてほしいけど、言えない。

【当日の会場の様子】



子どもたちに安心して意見を出してもらえるよう、大人たちががんばりました。



みんなの意見を最後にまとめて発表し、参加者全員で共有しました。



ここで紹介したものの他にも、たくさんの意見をいただきました。ありがとうございました。

【参考2】「児童・家庭相談体制強化に向けた地域懇談会」における主な意見

【1 児童・家庭相談における現状と課題】

- 児童相談所ほどではないが、年々相談件数が増加している。(市町村)
- 相談内容について、様々な複合的な要因が背景にあるケースや重篤化するケースが増加している。(市町村)
- 関係機関によっては、市町村等へ通告することに抵抗があるところもある。(市町村)
- 面前 DV による心理的虐待が増加している。(市町村)
- 当事者以外の第三者からの通報が増加している。(市町村)
- 発達障がいに関する相談・事案が増加している。(市町村)
- 転入者は養育環境や家族背景などつかみにくく苦慮している。(市町村)
- 家庭における養育力の低下しているケースが増加している。(市町村)
- 義務教育を修了した子どもの情報が入りにくい。(市町村)

【2 児童相談所との連携における現状と課題】

- ケースにおける情報共有も十分できており、連携はうまくいっている。(市町村)
- 児童相談所の職員は非常によく対応してくれているが、業務多忙のため、人員の充実が必要。(市町村)
- 児相と警察で対応したケースについて、市町村にも情報提供をお願いしたい。(市町村)
- 市町村での支援会議やケースについて、さらに積極的関与をお願いしたい。(市町村)
- 児童相談所が遠方のため、緊急時等の対応に不安がある。(市町村)

【3 市町村要保護児童対策地域協議会、子ども家庭総合支援拠点等における現状と課題】

- 庁内での情報共有や連携は十分できているが、庁外の関係機関との情報共有等ほどこまで行うべきかを含め、対応が難しい。(市町村)
- 児童家庭支援センターとの連携や情報共有について、役割分担等を明確にしていく必要がある。(市町村)
- 実務を担う専門職員の確保が難しい。(市町村)
- 近隣に連携できる社会資源が少なく、苦慮している。(市町村)
- 既存の組織と、子ども家庭総合支援拠点や子育て世代包括支援センターといった新たな機関をどう組み合わせるかで運営していくかなど、体制づくりが難しい。(市町村)

【4 その他】

- 里親の登録手続きや研修をもっと身近な場所で受けられるようにしてほしい(里親会)
- 1人でも多くの未委託里親へ委託してもらいたい。(里親会)
- 一時保護中の就学支援や、一時保護解除後の実親支援等を考慮すると、1中学校区に1人里親を確保するなど、地域バランスを考慮した里親確保が必要では。(里親会)
- 里親として市町村や学校とやり取りする機会が多いが、職員等の里親制度に対する理解が十分でないと感じることがある。(ファミリーホーム)
- 現在、乳児院では措置入所と一時保護児童で定員一杯受入れており、本来であれば市町村からのショートステイ等の受入もしたいが、できない状況である。(乳児院)

【参考3】「長野県里親認定基準」

【里親として、求められるもの】

- 子どもに安心、安全な生活環境を提供し、子どもの権利擁護と最善の利益に配慮して養育する
- 家庭養育の良さを活かしつつ、独自の子育て観を優先せず、他者からの助言に耳を傾け、関係機関と連携、協働できる
- 子どもの健やかな成長のために積極的に研修を受け、必要な知識と養育技術の向上に努める

種 別	項 目
養育里親	
基本要件	<ul style="list-style-type: none"> (1) 子どもを養育するうえで、心身の健康上の支障がないこと。 (2) 子どもの養育について理解し、熱意があること。 (3) 子どもに思想・宗教を強要するおそれがないこと。 (4) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。 (5) 児童福祉法及び児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律等の規定により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。 (6) 児童虐待の防止等に関する法律第二条に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者でないこと。 (7) 経済的に困窮していないこと、かつ、原則として世帯の収入額が生活保護基準を上回っていること。
家庭及び構成員の状況	<ul style="list-style-type: none"> (1) 家庭生活が円満に営まれていること。 (2) 親族が、子どもを受入れることに同意し協力的であること。 (3) 親族のうちに常に介護が必要な者がいないこと。但し、介護が家族に負担にならず、委託された子どもの養育に影響を及ぼさない場合を除く。 (4) 年齢の上限を一律に設けることはしないが、健康状態、家計状況等から、養育可能であると判断できること。 (5) 里親申込者は、配偶者がいない場合には、次のどちらかの要件を満たしていること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 子どもの養育の経験があること、又は保健師、看護師、保育士等の資格を有していること。 イ 起居を共にし、主たる養育者の補助者として子どもの養育に関わることができる、成人の親族等がいること。

家庭家屋及び居住地の状況	(1) 住居及び地域の環境が、児童の保健、教育、その他の福祉上適当なものであること。特に、新生児・乳幼児の養育に当たっては、健全な成長に支障となるものがないこと。 (2) 住居について、その広さは、原則として、居室が2室10畳以上であり、家族構成に応じた適切な広さ(3畳以上/人)が確保されているとともに、住宅用火災警報器の設置等による防火安全対策がとられていること。
動機	里親申込の動機が子どもの最善の福祉を目的とするものであること。
親族里親	
基本要件	(1) から(6)まで養育里親と同じ。 (7) 親族里親制度を利用しなければ、当該児童が児童養護施設等への入所措置を余儀なくされる状況であること。
家庭及び構成員の状況	(1)から(3)まで養育里親と同じ。
家庭家屋及び居住地の状況	養育里親と同じ。
動機	養育里親と同じ。
養子縁組里親	
基本要件	養育里親と同じ。
家庭及び構成員の状況	(1) から(3)及び(5) 養育里親と同じ。 (4) 養育里親と同じ。ただし、特別養子縁組を希望する場合は、民法の特別養子に関する規定によることとする。
家庭家屋及び居住地の状況	養育里親と同じ。
動機	養育里親と同じ。

※上記基準の解釈や補足説明等は、「長野県里親認定基準解説」による。

【基本要件】

(8) 経済的に困窮していないこと、かつ、原則として世帯の収入額が生活保護基準を上回っていること。

<解説>

「経済的に困窮していないこと」を確認するため、申請書に記載する収入や資産、貯蓄に加え、負債(住宅ローンやその他借入金等)についても確認する。

【家庭及び構成員の状況】

(4) 年齢の上限を一律に設けることはしないが、健康状態、家計状況等から、養育可能であると判断できること。

<解説>

ア 里親申込者が概ね 25 歳以下の場合、児童養育の経験や児童福祉施設等での従事経験の有無を確認する。

イ 里親申込者が概ね 65 歳以上の場合、1年以内に発行された健康診断書の提示等により、疾病等の状況を確認する。

(5) 里親申込者は、配偶者がいない場合には、次のどちらかの要件を満たしていること。

(略)

イ 起居を共にし、主たる養育者の補助者として子どもの養育に関わることができる、成人の親族等がいること。

<解説>

ア 親族以外の同居者については、その同居状態の安定性、継続性を十分に考慮したうえで、「成人の親族等」の「等」に含めることは差し支えない。

イ 「同居状態の安定性、継続性」については、必要に応じ住民票や各種証明書類等の提示を求めるとともに、同居に至った経緯や同居年数等を確認する。

【家庭家屋及び居住地の状況】

(1) (略) 特に、新生児・乳幼児の養育に当たっては、健全な成長に支障となるものがないこと。

<解説>

「健全な成長に支障となるもの」については、受動喫煙等による新生児・乳幼児の成長への影響が大きいことを踏まえ、具体的な対応策を確認する。

(2) (略) 住宅用火災警報器の設置等による防火安全対策がとられていること。

<解説>

「住宅用火災警報器」とは、消防法施行令第5条の6第1号に規定する住宅用防災警報器をさし、防火安全対策については、消防法及び同法施行令等の適合状況を確認する。

長野県社会福祉審議会児童福祉専門分科会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏名	役職等
かわしまよしお 川島良雄	長野大学社会福祉学部 教授
すぎやまのぶゆき 杉山伸幸	長野県里親会連合会 会長
かわせかつとし 川瀬勝敏	長野県児童福祉施設連盟 会長
しのだひろこ 篠田広子	風越乳児院 副院長
ますだひでこ 増田英子	増田医院(小児科医)
みやがわようこ 宮川陽子	長野県里親会連合会 元副会長
むしやくきお 武捨幸雄	社会福祉法人上田市明照会 理事

児童福祉専門分科会運営要領

(趣旨)

第1 この要領は、児童福祉専門分科会(以下「専門分科会」という。)の運営に関し、長野県社会福祉審議会運営規程に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(組織)

第2 専門分科会は、学識経験者及び児童福祉関係者を代表する者等の中から、7名以内の委員で組織する。

(委員の任期)

第3 専門分科会の委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。
2 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(副専門分科会長)

第4 専門分科会に、専門分科会長の指名により、副専門分科会長1名を置く。
2 副専門分科会長は、専門分科会長を補佐し、専門分科会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門分科会)

第5 専門分科会の招集、定足数及び表決については、長野県社会福祉審議会運営規程第10条の規定を準用する。
2 専門分科会は、専門分科会長が議長となる。
3 専門分科会は、必要に応じて関係者から意見を聞くことができる。

(庶務)

第6 専門分科会の庶務は、県民文化部こども・家庭課児童相談・養育支援室において行う。

附 則

この要領は、平成24年11月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年8月4日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年6月6日から施行する。

長野県社会的養育推進計画の策定経過

<平成 30 年度>

- H29.9.1 第1回児童福祉専門分科会
○長野県家庭的養護推進計画と「新しい社会的養育ビジョン」について
- H29.9.19 第2回児童福祉専門分科会
○「新しい社会的養育ビジョン」への対応等に係る意見交換
- H30.1.22 平成 29 年8月に「新しい社会的養育ビジョン」において改正児童福祉法の理念等が具体化され、それらの実現に向けた改革の工程等の提言があったことを受け、平成 30 年度末までに現行の都道府県計画を見直すこととされたため、「長野県家庭的養護推進計画」の見直しについて県社会福祉審議会に諮問。
- H30.2.14 第3回児童福祉専門分科会
○長野県家庭的養護推進計画の見直しについて
- H30.6.11 第1回児童福祉専門分科会
○長野県家庭的養護推進計画の見直しについて
- H30.7.6 厚生労働省が「都道府県社会的養育推進計画」の策定について」を発出。通知中の「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」に従い、都道府県の家庭的養護推進計画を全面的に見直し、新たな都道府県社会的養育推進計画を策定するよう地方自治法第 245 条の 4 第 1 項の「技術的助言」として要請。
- H31.3.8 第2回児童福祉専門分科会
○長野県社会的養育推進計画(仮称)の策定について

<平成 31(令和元)年度>

- R 元.6.19 第1回児童福祉専門分科会
○長野県社会的養育推進計画(仮称)の策定について
- R 元.8.19 伊那市防災コミュニティセンター
○子ども及び関係者の声を聴く
- R 元.8.21 児童養護施設 恵愛
○子ども及び関係者の声を聴く
- R 元.10.31 長野県社会福祉審議会児童福祉専門分科会
○長野県社会的養育推進計画(仮称)の策定について
- R2.3.10～
- R2.3.19 児童養護施設等関係者からの意見徴収

<令和2年度>

- R2.4.8～
- R2.5.9 パブリックコメントによる意見募集
- R2.5.27 第1回児童福祉専門分科会(書面開催)
○長野県社会的養育推進計画についての最終案決定
- R2.5.29 長野県社会福祉審議会(書面開催)
○児童福祉専門分科会の最終案に対して委員全員から異議なしの回答を得る。
- R2.6.1 長野県社会福祉審議会からの答申

長野県社会的養育推進計画

令和2年(2020年)6月

発行:長野県県民文化部こども・家庭課

児童相談・養育支援室

〒380-8570

長野市大字南長野字幅下692-2

電話:026-235-7099

FAX:026-235-7390

電子メール:jido-shien@pref.nagano.lg.jp

ホームページ : <https://www.pref.nagano.lg.jp/kodomo-katei/syakaitekisyuuikusuishinkeikaku.html>